

社保審－介護給付費分科会

第257回 (R 8. 5. 25)

資料 2

# 看護小規模多機能型居宅介護

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 看護小規模多機能型居宅介護の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点
5. 参考資料



## 1. 看護小規模多機能型居宅介護の概況

2. 令和6年度介護報酬改定の内容

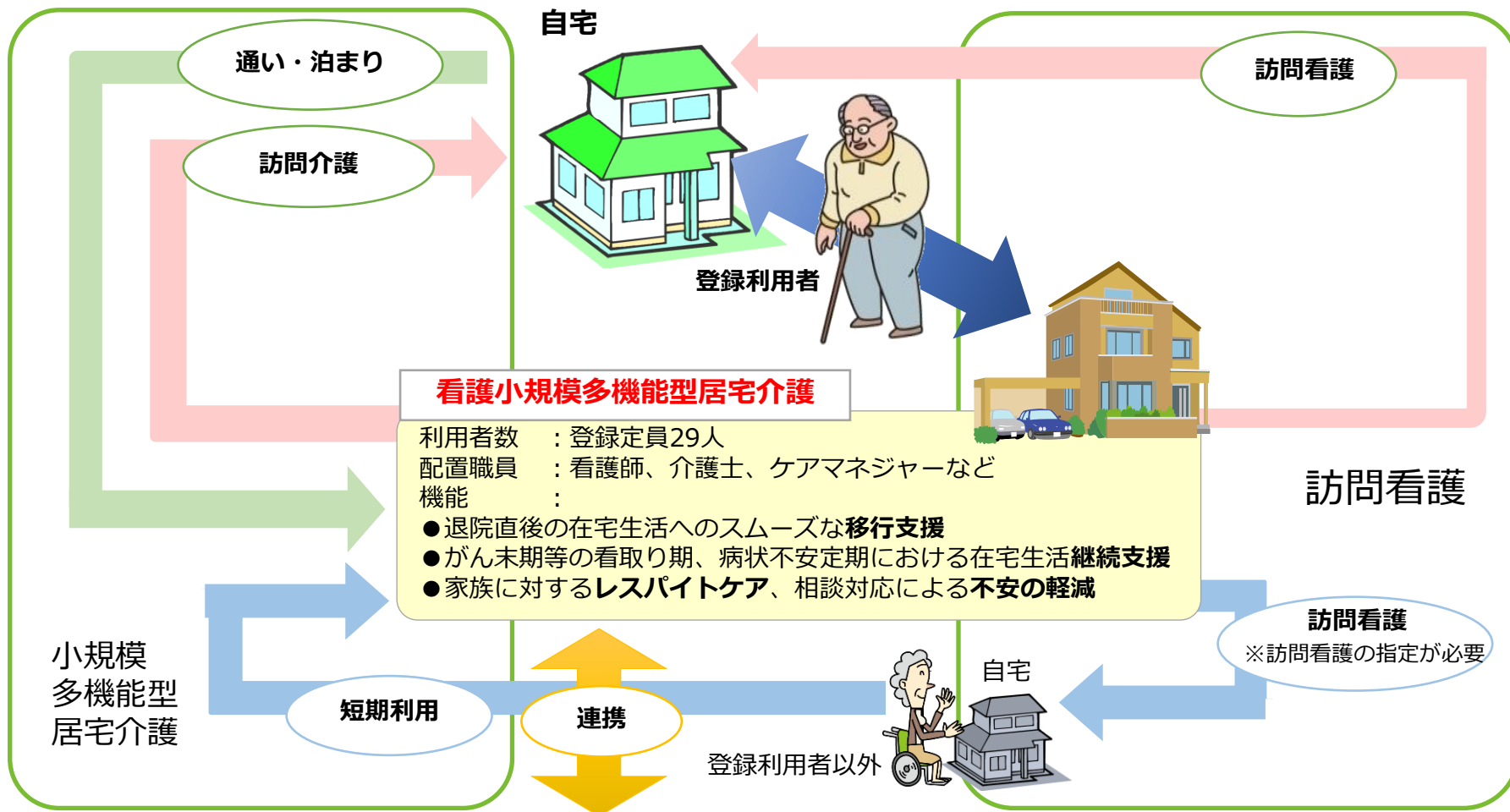
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

5. 参考資料

# 看護小規模多機能型居宅介護の概要

- 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることにより、退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援、家族に対するレスパイト等への対応等、利用者や家族の状態やニーズに応じ、主治医との密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービス（「通い」、「泊まり」、「訪問（看護・介護）」）を一体的に24時間365日提供。
- また、登録利用者以外に対しても、訪問看護（訪問看護の指定が必要）や宿泊サービスを提供するなど、医療ニーズも有する高齢者の地域での生活を総合的に支える。



## 地域

- 事業所における**地域との交流** 例 子ども食堂、暮らしの保健室
- 運営推進会議を通じた事業運営への**地域住民等の参画**

# 看護小規模多機能型居宅介護の概要

基準項目		本体事業所		サテライト型事業所	
代表者		認知症高齢者の介護に携わった経験や保健医療サービス、福祉サービスに携わった経験があり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者、又は保健師若しくは看護師		本体事業所の代表者	
管理者		特別養護老人ホーム、介護老人保険施設、介護医療院等の職員または訪問介護員として3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験があり、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者、又は保健師若しくは看護師 常勤専従かつ管理上支障が無い場合、同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等との兼務可能		本体事業所の管理者が兼務可能	
従業者の員数	日中	通いサービス	常勤換算法で利用者3人に対し1以上 ※1以上は保健師、看護師又は准看護師	常勤換算法で利用者3人に対し1以上 ※1以上は保健師、看護師又は准看護師	
		訪問サービス	常勤換算法で2人以上 ※1以上は保健師、看護師又は准看護師 サテライト型事業所の利用者へのサービス提供可能	常勤換算法で2人以上 ※1以上は保健師、看護師又は准看護師 本体事業所又は他のサテライト型事業所の利用者へのサービス提供可能	
	夜間	夜勤職員	時間帯を通じて1以上	※宿泊サービスの利用者がいない場合であって、訪問サービス提供に必要な連絡体制を整備している場合は置かないことができる 本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。	
		宿直職員	宿直勤務に必要な数以上		
	看護職員		常勤換算法で保健師、看護師又は准看護師2.5人以上 ※訪問看護事業所の指定を併せて受け、同一事業所で一体的な運営をしている場合、訪問看護ステーションの人員基準を満たすことで上記基準も満たすものとみなす		常勤換算法で保健師、看護師又は准看護師1人以上 ※訪問看護事業所の指定を併せて受け、出張所としての要件を満たす場合、一体的なサービス提供の単位として事業所に含めて指定できる
	ケアマネージャー		介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者		本体事業所の介護支援専門員により居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者をおくことができる

# 看護小規模多機能型居宅介護の設備基準等

基準項目		本体事業所	サテライト型事業所	
登録定員		29人以下	18人以下	
利用定員	通いサービス	登録定員の2分の1から15人まで ※登録定員が25人を越える場合 (登録定員) (利用定員) 26人又は27人 16人 28人 17人 29人 18人	登録定員の2分の1から12人まで	
	宿泊サービス	通いサービス利用定員の3分の1から9人まで	通いサービス利用定員の3分の1から6人まで	
設備・備品等	事業所	居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備、その他サービス提供に必要な設備及び備品等		
	居間・食堂	機能を十分に発揮しうる適当な広さ（通いの定員を15人を超えて定める場合は合計面積が1人当たり3㎡以上確保）		
	宿泊室	個室	定員：1人 ※利用者の処遇上必要と認められる場合は2人 床面積：7.43平方メートル以上 ※病院又は診療所の場合6.4平方メートル程度以上	診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる
		個室以外	床面積：おおむね77.43平方メートル×（宿泊サービス利用定員－個室の定員）以上 ※プライバシーが確保された居間は、宿泊室の面積に含めることができる 構造：プライバシーが確保されたもの	
立地	利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地域等			

## サテライト型事業所

- サテライト型事業所の本体となる事業所は緊急時訪問看護加算の届け出事業所に限る
- 本体事業所1に対するサテライト型事業所は、最大2箇所まで
- 本体事業所とサテライト型事業所との距離：自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内
- サテライト型事業所においても、通い・泊まり・訪問（看護・介護）機能は必要  
※本体の空床状況や利用者の心身の状況に配慮した上で、サテライト型事業所の利用者が本体事業所に宿泊することも可能

# 看護小規模多機能型居宅介護の報酬

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

## イ 居宅介護費（1月につき）

（1）同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合

要介護 1 12,447 単位	要介護 2 17,415 単位	要介護 3 24,481 単位	要介護 4 27,766 単位	要介護 5 31,408 単位
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

（2）同一建物居住者に対して行う場合

要介護 1 11,214 単位	要介護 2 15,691 単位	要介護 3 22,057 単位	要介護 4 25,017 単位	要介護 5 28,298 単位
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

## ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

要介護 1 571単位	要介護 2 638単位	要介護 3 706単位	要介護 4 773単位	要介護 5 839単位
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

（注）点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外

利用者の状態に応じたサービス提供や  
事業所の体制に対する加算・減算

初期加算(30日を限度) (イ30単位/日)	訪問体制強化加算 (イ1,000単位/月)
認知症加算 (イⅠ:920単位、Ⅱ:890単位、Ⅲ:760単位、Ⅳ:460単位/月)	総合マネジメント体制強化加算 (イⅠ:1,200単位、Ⅱ:800単位/月)
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日を限度)(ロ200単位/日)	褥瘡マネジメント加算 (イⅠ:3単位、Ⅱ:13単位/月)
若年性認知症利用者受入加算 (イ800単位/月)	排せつ支援加算 (イⅠ:10単位、Ⅱ:15単位、Ⅲ:20単位/月)
栄養アセスメント加算 (イ50単位/月)	科学的介護推進体制加算 (イ40単位/月)
栄養改善加算(1月に2回、3月以内) (イ200単位/回)	生産性向上推進体制加算 (Ⅰ:100単位、Ⅱ:10単位/月)
口腔・栄養スクリーニング加算 (6月に1回)(イⅠ:20単位、Ⅱ:5単位/回)	サービス提供体制強化加算 (イⅠ:750単位、Ⅱ:640単位、Ⅲ:350単位/月) (ロⅠ:25単位、Ⅱ:21単位、Ⅲ:12単位/日)
口腔機能向上加算(1月に2回、3月以内) (イⅠ:150単位、Ⅱ:160単位/回)	特別地域加算 (イ+15%/月)
退院時共同指導加算 (イ600単位/回)	中山間地域等における小規模事業所加算 (イ+10%/月、ロ+10%/日)
緊急時対応加算 (イ774単位/月)	中山間地域等の居住者へのサービス提供加算 (イ+5%/月)
特別管理加算 (イⅠ:500単位、Ⅱ:250単位/月)	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)イ:16.8%/月、(Ⅰ)ロ17.7%/月、(Ⅱ)イ16.5%/月、(Ⅱ)ロ17.4%/月、(Ⅲ)15.3%/月、(Ⅳ)12.5%/月
専門管理加算 (イ250単位/月)	看護体制強化加算 (イⅠ:3,000単位、Ⅱ:2,500単位/月)
ターミナルケア加算 (イ2,500単位)	訪問看護体制減算 (▲925単位/月～▲2,914単位/月)
遠隔死亡診断補助加算 (イ150単位)	末期の悪性腫瘍等で医療保険の訪問看護の実施 (▲925単位/月～▲2,914単位/月)
定員を超えた利用や人員配置基準に違反 (▲30%/月)	特別指示による医療保険の訪問看護の実施 (▲30単位/日～▲95単位/日) × 指示日数
身体拘束廃止未実施減算* (▲1%/月)	
高齢者虐待防止措置未実施減算 (▲1%/月)	
業務継続計画未策定減算* (▲1%/月)	
過小サービスに対する減算 (イ▲30%/月)	
サテライト型看護小規模多機能型居宅介護を行う場合であって、本体事業所又はサテライト事業所が訪問看護体制減算を届け出ている場合【サテライト体制未整備減算】 (イ▲3%/月)	

# 看護小規模多機能型居宅介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位: 千単位)	件数 (単位: 千件)	算定率 (件数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
看護小規模多機能居宅介護						
中山間地域等における小規模事業所加算	+10/100	3,214	1.6	6.4%	6	0.5%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	43	0.0	0	1	0.1%
初期加算	1日につき+30単位	1,236	2.5	10.0%	857	74.5%
認知症加算(Ⅰ)	1月につき+920単位	241	0.3	1.2%	25	2.2%
認知症加算(Ⅱ)	1月につき+890単位	2,350	2.6	10.4%	238	20.7%
認知症加算(Ⅲ)	1月につき+760単位	5,379	7.1	28.3%	777	67.6%
認知症加算(Ⅳ)	1月につき+460単位	713	1.6	6.4%	663	57.7%
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき+200単位(7日間を限度)	1	0.0	0.0%	2	1.4%
若年性認知症利用者受入加算	1月につき+800単位	11	0.0	0.0%	14	1.2%
栄養アセスメント加算	1月につき+50単位	73	1.5	6.0%	72	6.3%
栄養改善加算	1回につき+200単位(1月に2回を限度)	18	0.1	0.4%	9	0.8%
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回につき+20単位(6月に1回を限度)	14	0.7	2.8%	70	6.1%
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回につき+5単位(6月に1回を限度)	1	0.1	0.4%	17	1.5%
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1回につき+150単位(月2回を限度)	132	0.5	2.0%	45	3.9%
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1回につき+160単位(月2回を限度)	423	1.6	6.4%	97	8.4%
退院時共同指導加算	1回につき+600単位	125	0.2	0.8%	104	9.0%
緊急時対応加算	1月につき+774単位	12,192	15.8	63%	940	81.7%
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき+500単位	1,594	3.2	12.8%	788	68.5%
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき+250単位	374	1.5	6.0%	654	56.9%
専門管理加算	1月につき+250単位	11	0.0	0.0%	12	1.0%
ターミナルケア加算	1月につき+2,500単位	393	0.2	0.8%	118	10.3%
遠隔死亡診断補助加算	150単位	-	-	-	0	0.0%
看護体制強化加算(Ⅰ)	1月につき+3,000単位	13,113	4.4	17.5%	185	16.1%
看護体制強化加算(Ⅱ)	1月につき+2,500単位	10,628	4.3	17.1%	185	16.1%
訪問体制強化加算	1月につき+1,000単位	13,054	13.1	52.2%	558	48.5%
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1月につき+1,200単位	22,696	18.9	75.3%	841	73.1%
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	1月につき+800単位	3,502	4.4	17.5%	231	20.1%
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	1月につき+3単位	4	1.2	4.8%	99	8.6%
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1月につき+13単位	8	0.6	2.4%	49	4.3%

# 看護小規模多機能型居宅介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位: 千単位)	件数 (単位: 千件)	算定率 (件数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
看護小規模多機能居宅介護						
排せつ支援加算 (Ⅰ)	1月につき+13単位	21	2.1	8.4%	121	10.5%
排せつ支援加算 (Ⅱ)	1月につき+15単位	1	0.1	0.4%	12	1.0%
排せつ支援加算 (Ⅲ)	1月につき+20単位	0	0.0	0.0%	1	0.1%
科学的介護推進体制加算	1月につき+40単位	553	13.8	55.0%	616	53.6%
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	1月につき+100単位	44	0.4	1.6%	19	1.7%
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1月につき+10単位	41	4.1	16.3%	185	16.1%
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (短期利用以外の場合)	1月につき+750単位	6,278	8.4	33.5%	372	32.3%
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (短期利用の場合)	1月につき+640単位	15	0.1	0.4%	52	36.1%
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (短期利用以外の場合)	1月につき+350単位	4,014	6.3	25.1%	286	24.9%
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (短期利用の場合)	1月につき+25単位	7	0.1	0.4%	30	20.8%
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) (短期利用以外の場合)	1月につき+21単位	1,163	3.3	13.2%	149	13.0%
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) (短期利用の場合)	1月につき+12単位	3	0.0	0.0%	21	14.6%
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	+149/1000	50,587	12.7	50.6%	551	47.9%
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	+146/1000	34,860	9.7	38.7%	460	40.0%
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	+134/1000	6,296	1.9	7.6%	102	8.9%
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	+106/1000	846	0.3	1.2%	20	1.7%

(注1) 「算定率(件数ベース)」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。

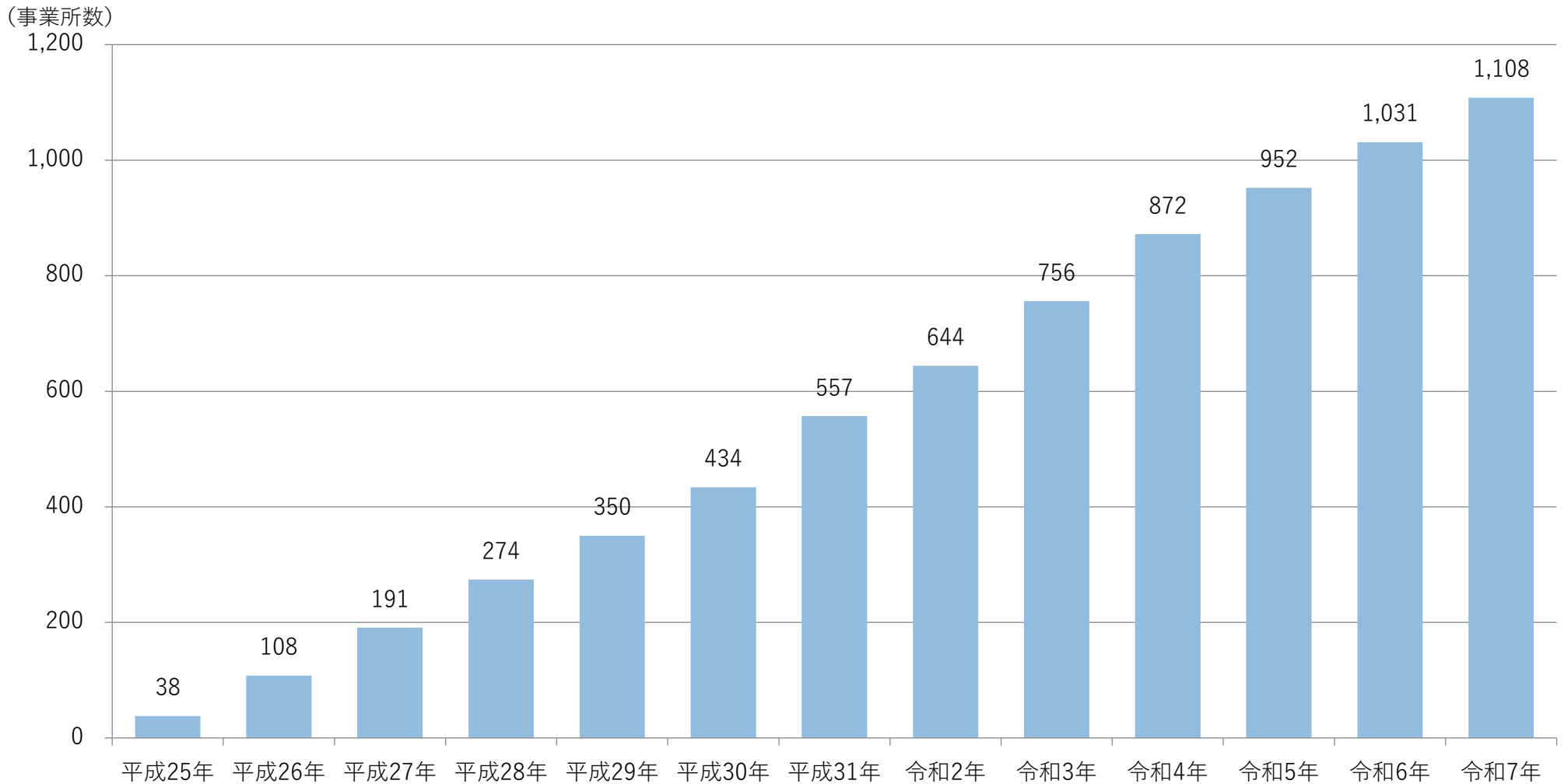
(注2) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注3) 色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局老人保健課作成

# 看護小規模多機能型居宅介護の請求事業所数

○看護小規模多機能型居宅介護の請求事業所数は年々増加している。



(平成24年4月創設の当該サービスは、平成24年4月審査分に入らない。)

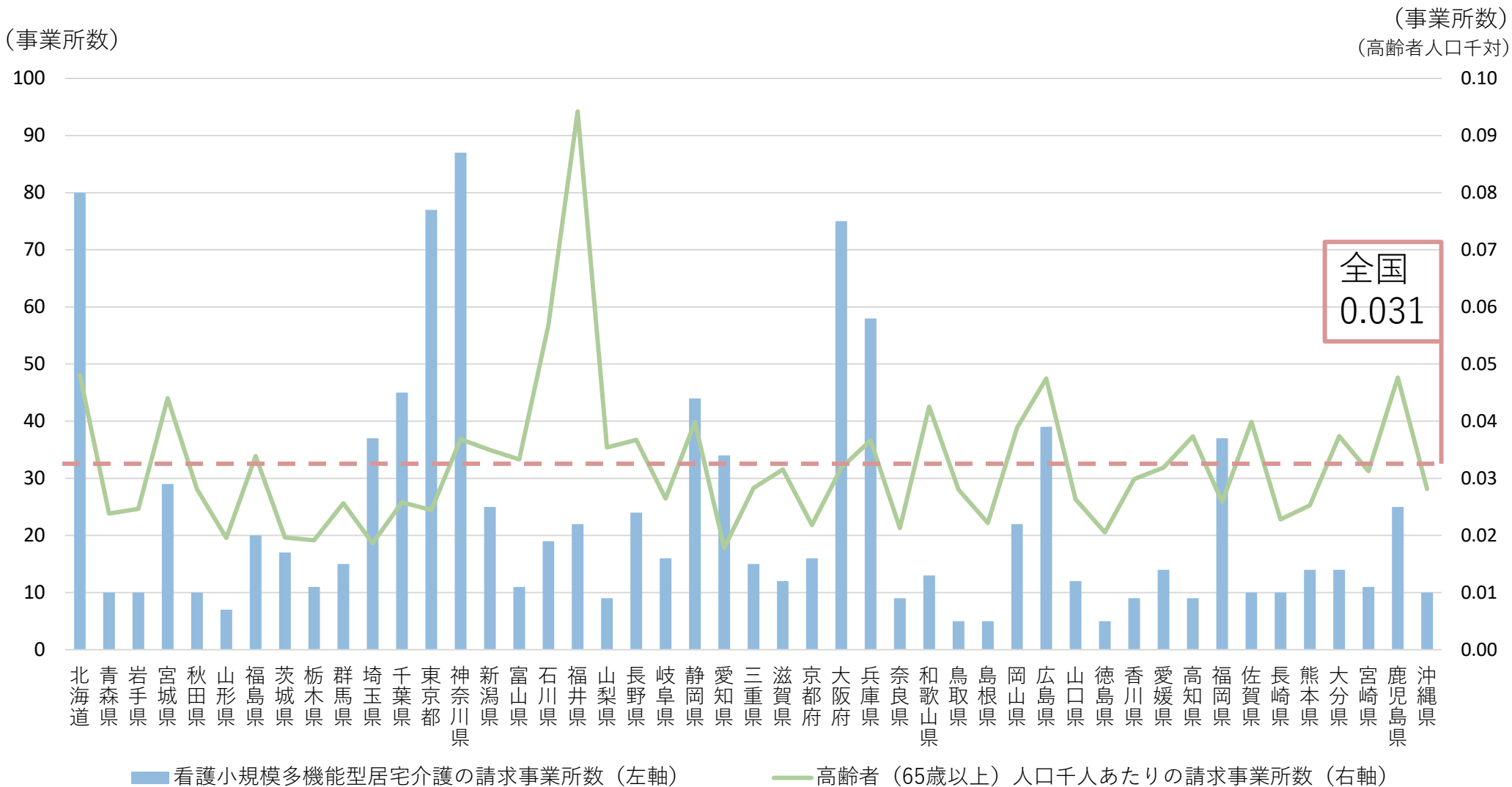
※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※平成27年4月にサービス名称変更(看護小規模多機能型居宅介護)。

※令和6年4月時点で、サテライト事業所数は24事業所

# 看護小規模多機能型居宅介護の請求事業所数（都道府県別）

○看護小規模多機能型居宅介護の高齢者人口に対する事業所数にはばらつきが見られる。



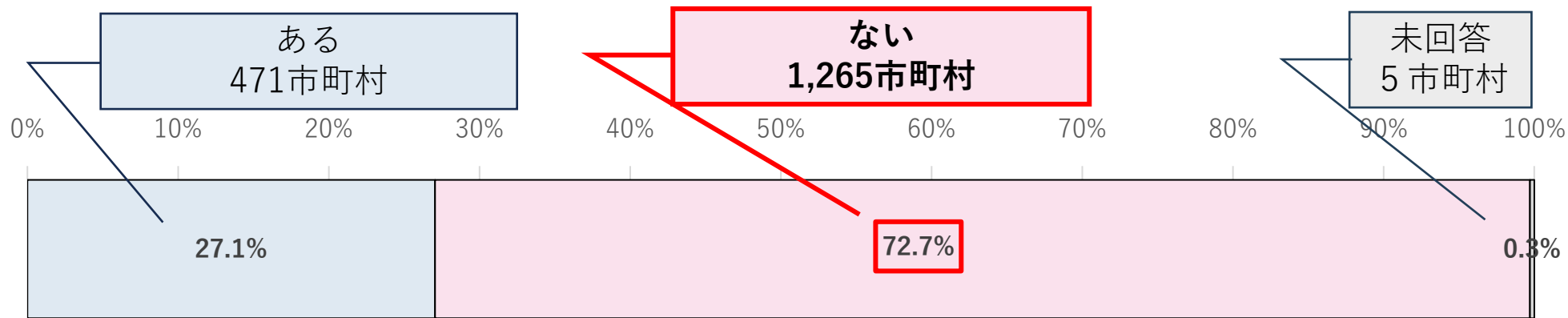
※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

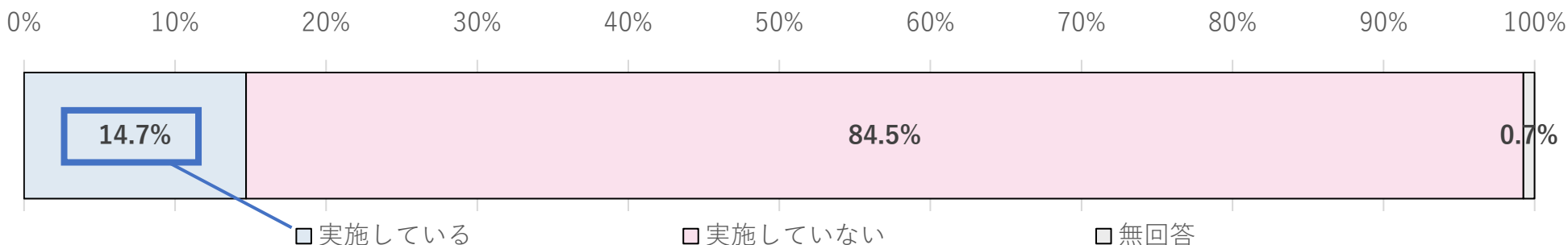
# 看護小規模多機能型居宅介護の市町村における整備状況

- 看護小規模多機能型居宅介護は地域密着型サービスの1つであり、市町村が指定を行っている。
- 全国1,741市町村のうち、管内に看護小規模多機能型居宅介護の事業所がある市町村は3割に満たず、事業所がない市町村は7割を超えており、そのうちの半数以上は、過疎地域・中山間地域等※に該当していた。
- 広域利用を実施している市町村は約15%であった。

■市町村の管内における看護小規模多機能型居宅介護事業所の有無 (n=1,741)



■市町村の管内における看護小規模多機能型居宅介護事業所の広域利用の実施の有無 (n=1,741)



※当該調査において以下と定義し、市町村が回答したもの

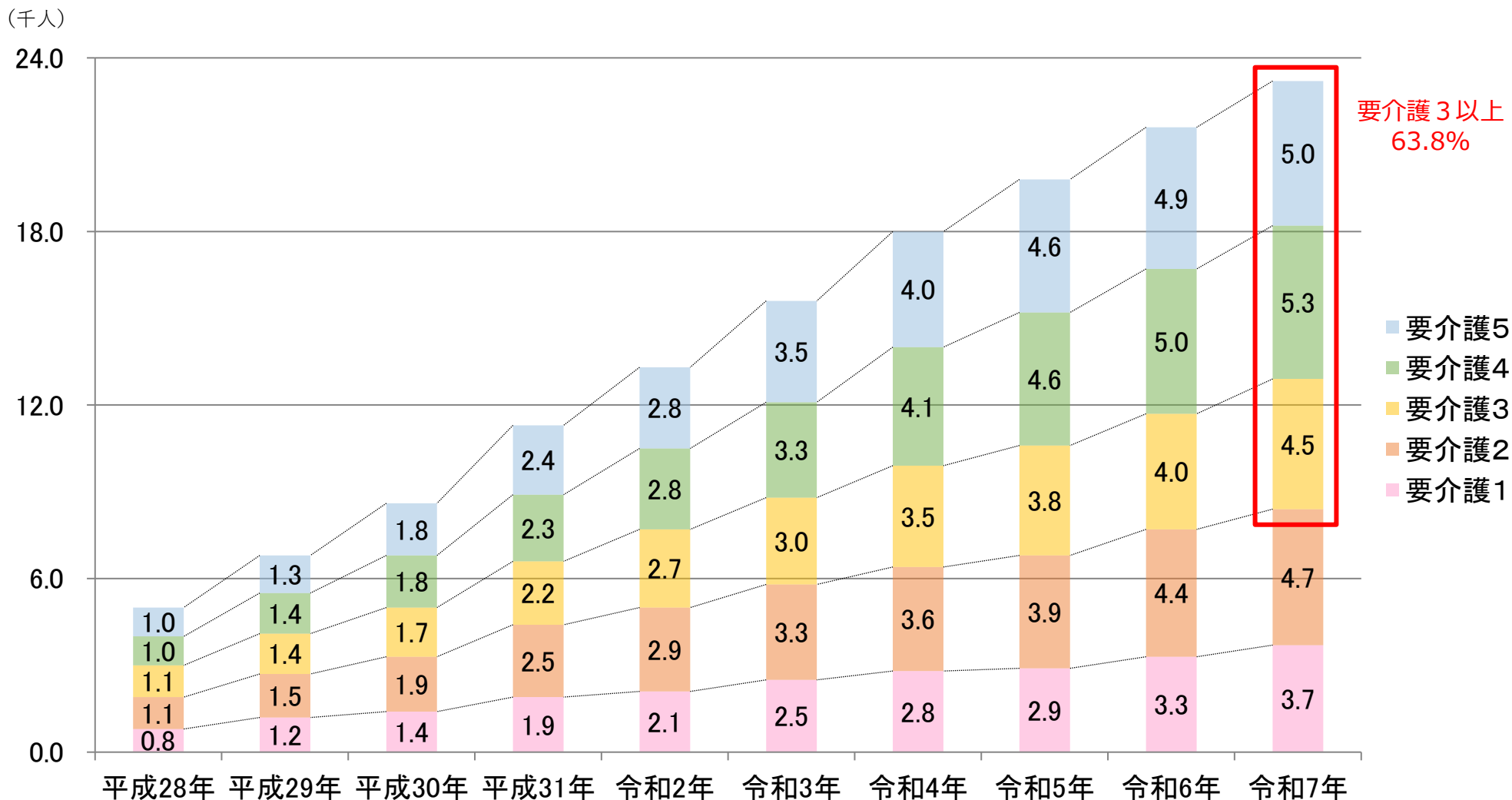
過疎地域：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第二条第二項」が示す定義

小規模市町村：人口1万人未満の市町

中山間地域等：食料・農業・農村基本法第四十七条における「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」

# 看護小規模多機能型居宅介護の要介護度別受給者数

○看護小規模多機能型居宅介護の利用者は要介護3以上の者が約6割となっている。



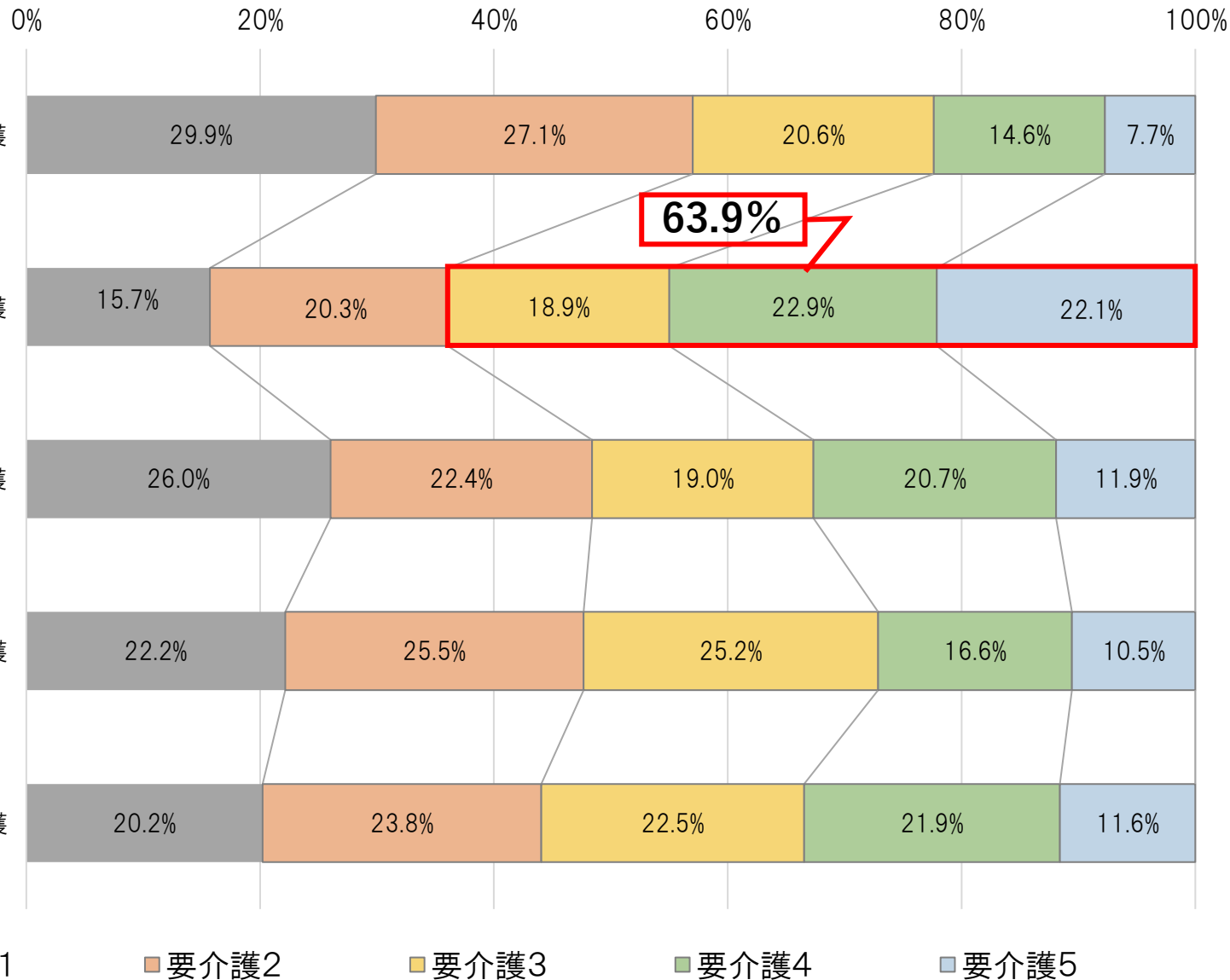
※総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

※平成24年4月創設（複合型サービス）。平成27年4月にサービス名称変更（看護小規模多機能型居宅介護）。

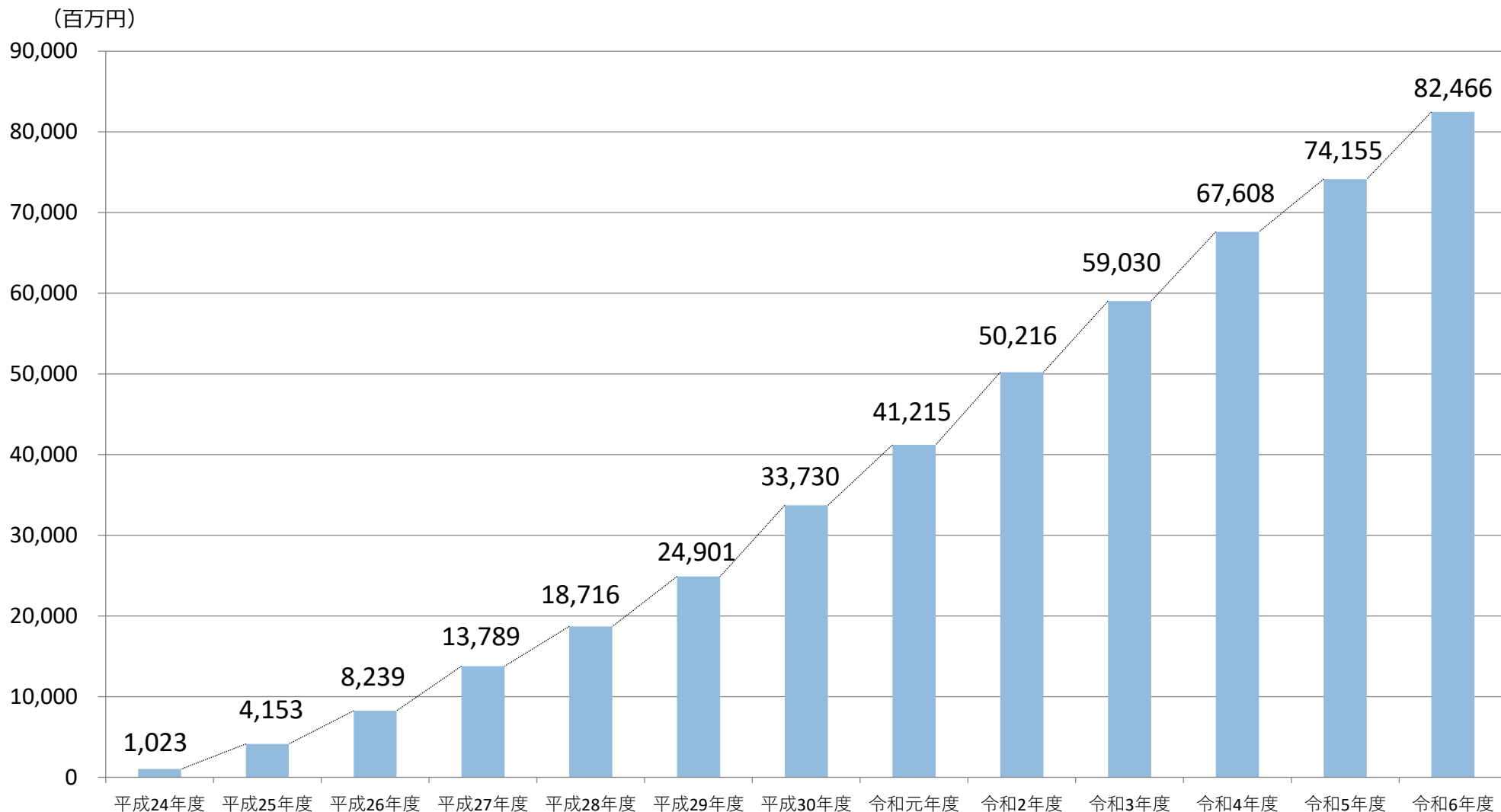
# 多機能型サービス、居住系サービスの要介護度割合

(参考)受給者数(千人)



# 看護小規模多機能型居宅介護の費用額

○看護小規模多機能型居宅介護の費用額は年々増加している。

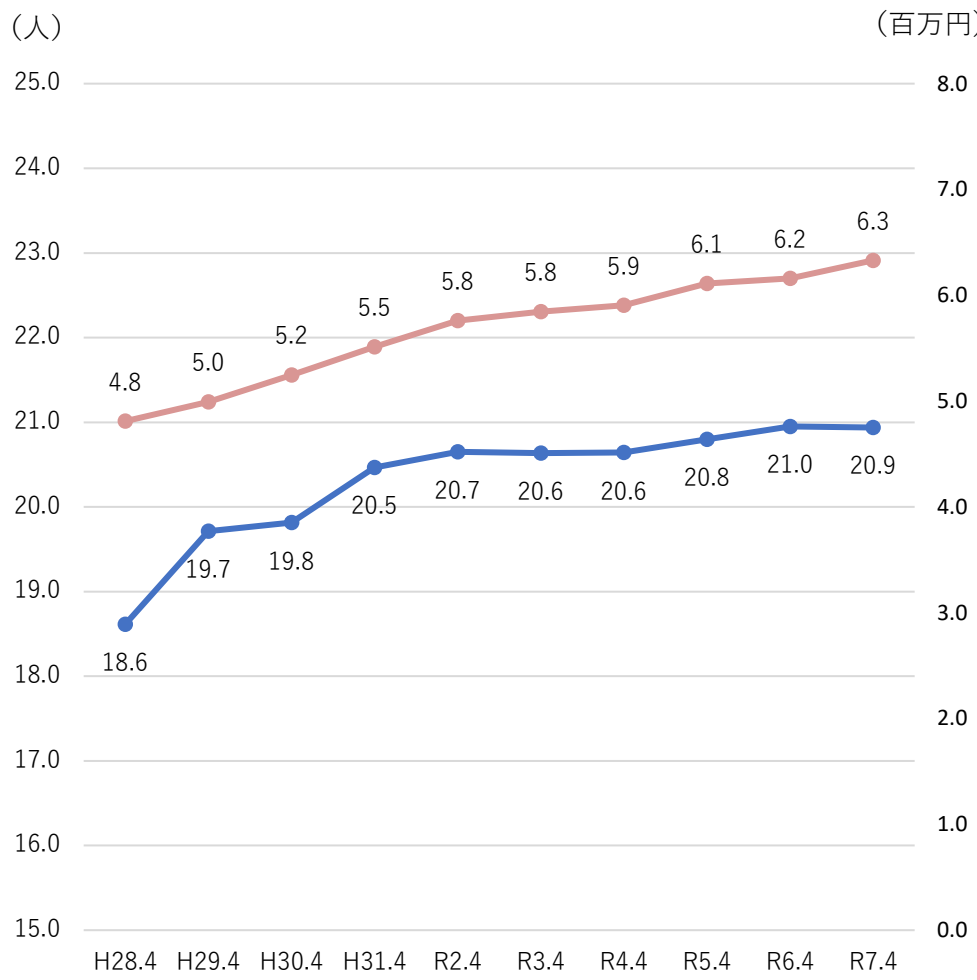


※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額（公費の本人負担額）の合計額。

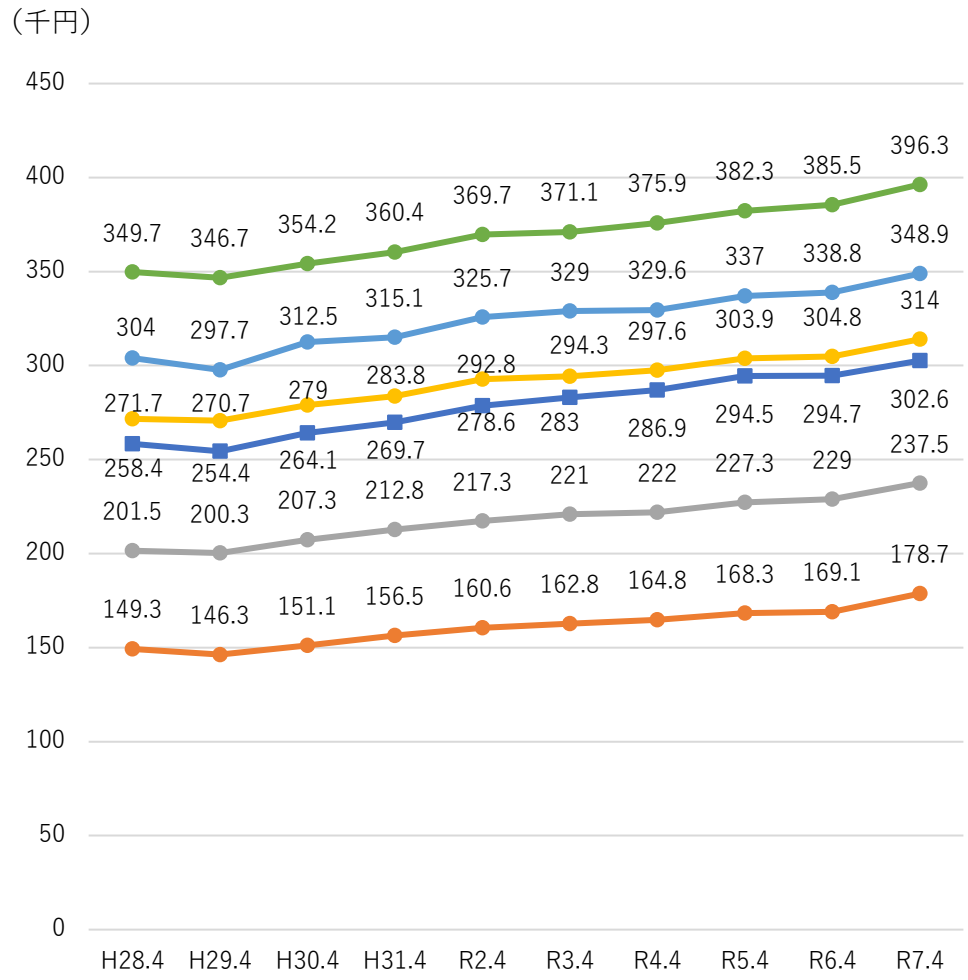
※補足給付は含まない。

# 看護小規模多機能型居宅介護の事業所あたりの受給者数・費用額、利用者1人1月あたりの費用額

■ 1事業所1月あたりの受給者数・費用額



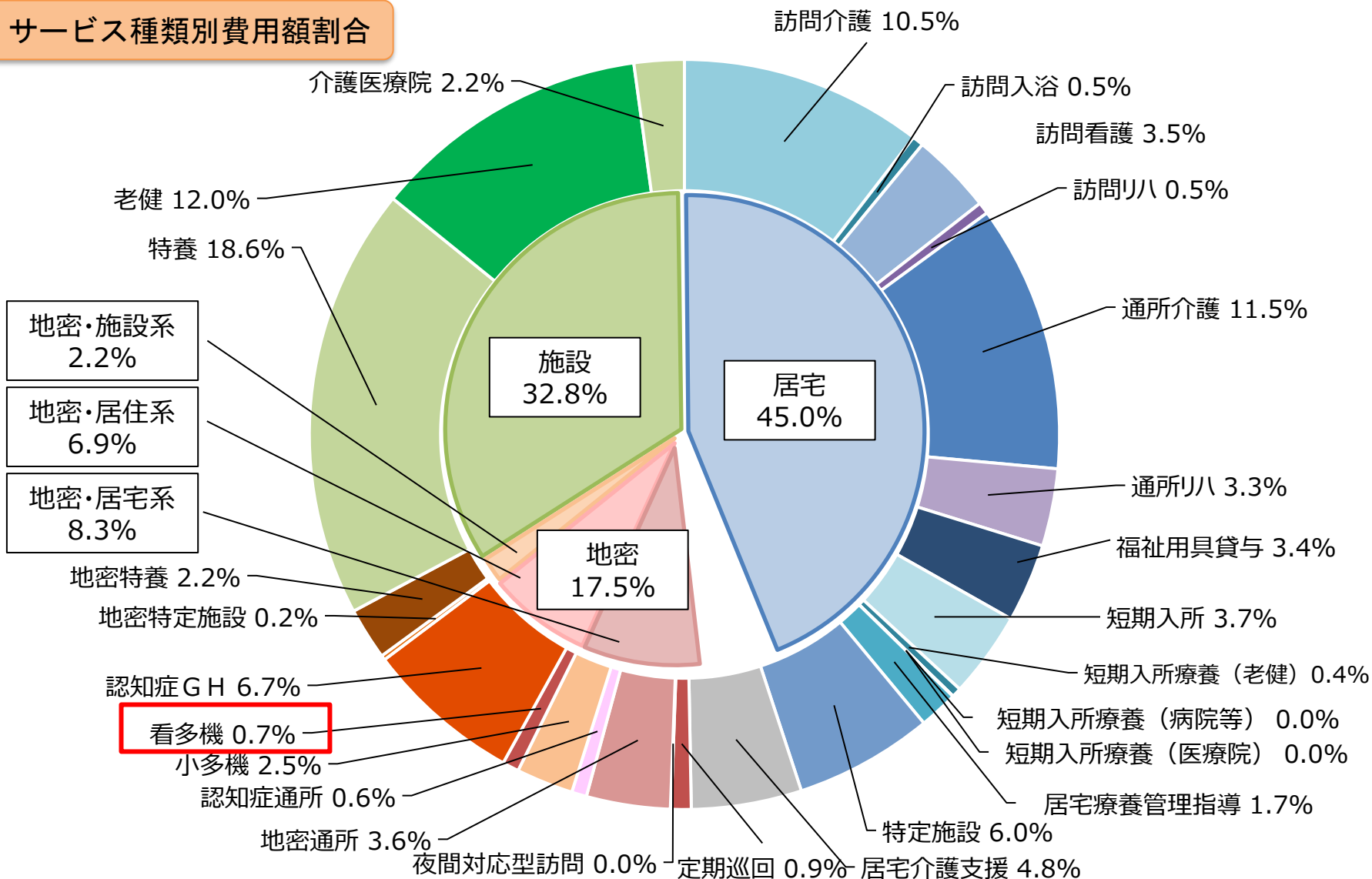
■利用者1人あたり1か月間の費用額



※総数には、月の途中で要介護から要支援に変更となった者を含む。  
 ※短期利用を含まない。

# 介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳（令和6年度） 割合

## サービス種類別費用額割合



【出典】厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注2）介護費用額は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））

（注3）令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,271億円。

# 介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳（令和6年度） 金額

		費用額（百万円）	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,214,189	35,497
	訪問入浴介護	56,351	1,584
	訪問看護	406,433	16,874
	訪問リハビリテーション	58,679	5,680
	通所介護	1,338,790	24,526
	通所リハビリテーション	388,205	7,769
	福祉用具貸与	392,621	7,124
	短期入所生活介護	429,887	10,801
	短期入所療養介護	49,110	3,584
	居宅療養管理指導	194,391	51,184
	特定施設入居者生活介護	694,137	6,251
	計	5,222,793	170,874
居宅介護支援		552,298	35,943
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	99,494	1,397
	夜間対応型訪問介護	3,920	184
	地域密着型通所介護	419,623	18,130
	認知症対応型通所介護	74,878	2,716
	小規模多機能型居宅介護	285,704	5,647
	看護小規模多機能型居宅介護	82,466	1,278
	認知症対応型共同生活介護	781,071	14,492
	地域密着型特定施設入居者生活介護	23,366	385
	地域密着型介護老人福祉施設	260,677	2,559
	計	2,031,198	46,788
施設	介護老人福祉施設	2,165,097	8,540
	介護老人保健施設	1,395,754	4,137
	介護医療院	250,669	918
計	3,811,520	13,595	
合計		11,617,809	267,200

【出典】厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注4）端数処理等の関係で、合計が一致しない場合がある。

（注2）介護費用額は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））、請求事業所数は、令和7年4月審査分である。

（注5）請求事業所数は延べ数である。

（注3）令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,271億円。

# 看護小規模多機能型居宅介護の経営状況

○看護小規模多機能居宅介護の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は6.5%となっている。

## ■ 地域密着型サービスにおける平均収支差率

サービスの種類	令和5年度実態調査		令和7年度概況調査	
	令和4年度決算	令和5年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11.0% <11.2%> (10.7%)	14.6% <14.8%> (13.7%)	13.4% <13.4%> (12.9%)	
夜間対応型訪問介護 ※	9.9% <10.0%> (9.1%)	15.2% <15.9%> (15.0%)	12.8% <12.9%> (12.2%)	
地域密着型通所介護	3.6% <3.9%> (3.7%)	5.8% <6.2%> (5.8%)	6.3% <6.6%> (6.2%)	
認知症対応型通所介護	4.3% <4.7%> (4.5%)	6.6% <7.0%> (6.7%)	5.3% <5.5%> (5.2%)	
小規模多機能型居宅介護	3.5% <3.9%> (3.6%)	5.2% <5.5%> (5.2%)	6.0% <6.2%> (5.9%)	
認知症対応型共同生活介護	3.5% <3.9%> (3.6%)	4.5% <5.1%> (4.7%)	4.9% <5.1%> (4.8%)	
地域密着型特定施設入居者生活介護	1.9% <2.4%> (1.8%)	0.5% <0.9%> (0.5%)	0.4% <0.5%> (0.1%)	
地域密着型介護老人福祉施設	▲1.1% <▲0.4%> (▲0.4%)	1.9% <2.3%> (2.3%)	2.2% <2.3%> (2.3%)	
看護小規模多機能型居宅介護	4.5% <4.7%> (4.2%)	5.0% <5.3%> (4.9%)	6.5% <6.7%> (6.3%)	

※「夜間対応型訪問介護」は、サンプルサイズが少ないことにより集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

注1) 上段(括弧無し)は「税引前収支差率(物価高騰対策関連補助金を含まない)」、中段(山括弧)は「税引前収支差率(物価高騰対策関連補助金を含む)」、下段(丸括弧)は「税引後収支差率」である。

注2) 令和4年度決算の中段(山括弧)の収支差率には、物価高騰対策関連補助金に加え、コロナ関連補助金も含まれている。

# 看護小規模多機能型居宅介護の収支差率等

○看護小規模多機能型居宅介護の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は6.5%（※）となっており、金額ベースでは51.8万円。※収支差率について全サービスの平均は4.7%。

令和7年度介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）  
第22表 看護小規模多機能型居宅介護 1施設・事業所当たり収支額、収支等の科目（令和5年度決算・令和6年度決算）

	令和4年度概況調査		令和5年度実態調査		令和7年度概況調査	
	令和3年度決算	令和4年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算
	千円/月	千円/月	千円/月	千円/月	千円/月	千円/月
I 介護事業収益						
1 (1)介護料収入	6,672	6,952	6,832	7,084		
2 (2)保険外の利用料による収入	827	730	754	771		
3 (3)補助金収入 (物価高騰対策関連補助金を除く)	14	47	50	66		
4 うち介護職員処遇改善支援補助金収入	-	35	39	50		
5 (4)介護報酬査定差	△ 3	△ 4	△ 7	△ 5		
6 小計	7,509	7,728	7,629	7,916		
II 介護事業費用						
7 (1)給与費	5,098	5,249	5,205	5,305	66.8%	66.8%
8 (2)減価償却費	241	277	287	276	3.2%	3.5%
9 (3)国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 15	△ 17	△ 20	△ 20		
10 (4)その他	1,605	1,643	1,570	1,628	21.3%	20.5%
11 うち委託費	195	184	213	216	2.6%	2.7%
12 小計	6,930	7,151	7,041	7,190		
III 介護事業外収益						
13 (1)借入金補助金収入	12	13	16	21		
14 IV 介護事業外費用						
15 (1)借入金利息	27	28	29	31		
V 特別利益						
16 (1)本部買掛金	-	44	72	31		
VI 特別損失						
17 (1)本部買掛金	234	213	190	198		
18 収入 ①=I+III	7,521	7,739	7,645	7,937		
19 支出 ②=II+IV+VI	7,190	7,390	7,260	7,419		
20 差引 ③=①-②	331	349	385	518	4.4%	6.5%
21 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入	19	9	-	-		
22 うち施設内療養に関する補助金収入	-	-	-	-		
23 物価高騰対策関連の補助金収入	-	10	22	11		
24 イ・ロの補助金収入計	19	18	22	11		
25 イ・ロの補助金収入を含めた差引 ④	350	367	407	529	4.6%	6.7%
26 法人税等	30	39	34	27	0.4%	0.3%
27 法人税等差引 ④=(③)-法人税等	319	329	373	502	4.2%	6.3%
有効回答数	268	403	404	404		

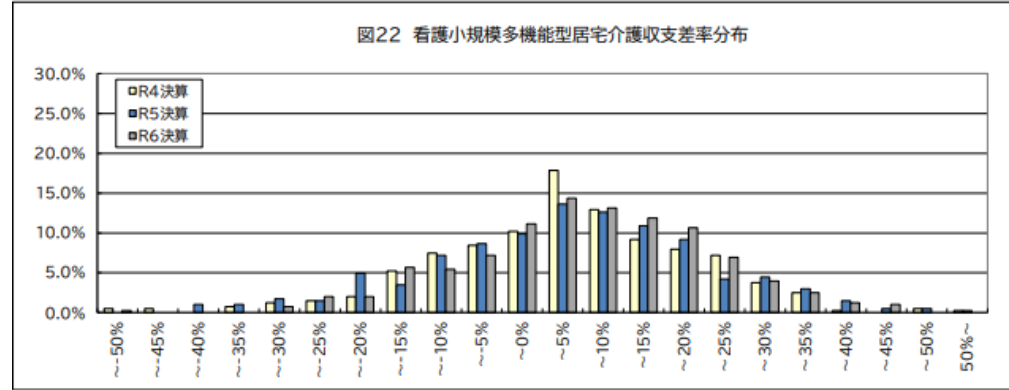
注:1) 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。  
2) 各項目の数値は、それぞれ表裏単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。  
3) 「介護事業費用」及び「差引③」の比率は「収入①」に対する割合である。  
4) 「イ・ロの補助金収入を含めた差引④」、「法人税等」及び「法人税等差引④」の比率は、「収入①」+「新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入」+「物価高騰対策関連の補助金収入」に対する割合である。

28 a 設備資金借入金元金償還金支出	120	200	232	201
29 b 長期運営資金借入金元金償還金支出	52	65	150	90
参考:(④)+II(2)+II(3)-④-(a+b)	374	322	258	467

31 実利用者数	24.3人/月	23.3人/月		22.5人/月
32 延べ利用者数	909.3人/月	736.7人/月		729.5人/月
33 常勤換算職員数(常勤率)	14.3人/月 74.5%	13.4人/月 72.6%		13.7人/月 73.5%
34 看護-介護職員常勤換算数(常勤率)	12.5人/月 75.2%	11.5人/月 72.5%		11.9人/月 73.9%
常勤換算1人当たり給与費				
35 常勤 看護師	437,003円/月	416,353円/月		440,132円/月
36 常勤 准看護師	355,211円/月	352,811円/月		398,533円/月
37 常勤 介護福祉士	354,856円/月	370,012円/月		391,757円/月
38 常勤 介護職員	333,266円/月	342,142円/月		368,681円/月
39 非常勤 看護師	367,905円/月	374,867円/月		373,144円/月
40 非常勤 准看護師	322,722円/月	302,951円/月		338,964円/月
41 非常勤 介護福祉士	302,231円/月	309,879円/月		313,358円/月
42 非常勤 介護職員	266,519円/月	272,267円/月		290,664円/月

実利用者1人当たり収入				
43 イ・ロの補助金収入を除く	308,958円/月	332,668円/月		353,737円/月
44 イ・ロの補助金収入を含む	309,724円/月	333,458円/月		353,865円/月
45 実利用者1人当たり支出	295,366円/月	317,675円/月		330,295円/月
46 常勤換算職員1人当たり給与費	345,021円/月	351,893円/月		370,847円/月
47 看護-介護職員(常勤換算)1人当たり給与費	339,699円/月	341,841円/月		366,379円/月

48 常勤換算職員1人当たり実利用者数	1.7人/月	1.7人/月		1.6人/月
49 看護-介護職員(常勤換算)1人当たり実利用者数	2.0人/月	2.0人/月		1.9人/月



収支差率	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
税引前収支差率（物価対策関連補助金を含まない）	4.4%	4.5%	5.0%	6.5%
税引前収支差率（物価対策関連補助金を含む）	4.6%	4.7%	5.3%	6.7%
税引後収支差率（物価対策関連補助金を含む）	4.2%	4.2%	4.9%	6.3%

【出典】厚生労働省「令和7年度介護事業経営概況調査」

# 第9期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

	令和5(2023)年度 実績値 ※1	令和8(2026)年度 推計値 ※2	令和22(2040)年度 推計値 ※2
○ 介護サービス量			
<b>在宅介護</b>	381 万人	407 万人 (7%増)	465 万人 (22%増)
うちホームヘルプ	121 万人	131 万人 (8%増)	151 万人 (25%増)
うちデイサービス	222 万人	238 万人 (7%増)	273 万人 (23%増)
うちショートステイ	35 万人	37 万人 (4%増)	42 万人 (20%増)
うち訪問看護	74 万人	81 万人 (9%増)	94 万人 (27%増)
うち小規模多機能	11 万人	13 万人 (13%増)	14 万人 (28%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	3.9 万人	4.9 万人 (24%増)	5.7 万人 (46%増)
<b>うち看護小規模多機能型居宅介護</b>	2.1 万人	3.1 万人 (49%増)	3.6 万人 (76%増)
<b>居住系サービス</b>	49 万人	54 万人 (11%増)	63 万人 (28%増)
特定施設入居者生活介護	28 万人	31 万人 (12%増)	36 万人 (30%増)
認知症高齢者グループホーム	21 万人	23 万人 (9%増)	27 万人 (25%増)
<b>介護施設</b>	103 万人	108 万人 (5%増)	126 万人 (22%増)
特養	64 万人	67 万人 (5%増)	79 万人 (23%増)
老健	34 万人	35 万人 (2%増)	41 万人 (18%増)
介護医療院	4.5 万人	5.9 万人 (30%増)	6.7 万人 (48%増)
介護療養型医療施設	0.4 万人	－ 万人	－ 万人

※1) 2023年度の数値は介護保険事業状況報告(令和5年12月月報)による数値で、令和5年10月サービス分の受給者数(1月当たりの利用者数)。

在宅介護の総数は、同報告の居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の受給者数の合計値。

在宅介護の内訳について、ホームヘルプは訪問介護、訪問リハ(予防給付を含む。)、夜間対応型訪問介護の合計値。

デイサービスは通所介護、通所リハ(予防給付を含む。)、認知症対応型通所介護(予防給付を含む。)、地域密着型通所介護の合計値。

ショートステイは短期入所生活介護(予防給付を含む。)、短期入所療養介護(予防給付を含む。))の合計値。

居住系サービスの特定施設及び介護施設の特養は、それぞれ地域密着型サービスを含む。

※2) 令和8(2026)年度、令和22(2040)年度の数値は、地域包括ケア「見える化」システムにおける推計値等を集計したもの。

なお、在宅介護の総数については、※1と同様の方法による推計値。

1. 看護小規模多機能型居宅介護の概況



2. 令和6年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

5. 参考資料

# 1. (2) ④ 総合マネジメント体制強化加算の見直し①

## 概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び（看護）小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアシステムの担い手として、より地域に開かれた拠点となり、認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、総合マネジメント体制強化加算について、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する新たな区分を設ける。なお、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から評価の見直しを行う。【告示改正】

## 単位数

<改定前>

総合マネジメント体制強化加算 1,000単位/月

<改定後>

総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） 1,200単位/月 **（新設）**

総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） **800**単位/月 **（変更）**

# 1. (2) ④ 総合マネジメント体制強化加算の見直し②

## 算定要件等

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

算定要件 ((4)~(10)は新設)	加算 (I) : 1200単位 (新設)			加算 (II) : 800単位 (現行の1,000単位から見直し)					
	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
(1) 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること	○	○	○	○	○	○			
(2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること	○	○	/	○	○	/			
(3) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること	/	○	○	/	○	○			
(4) <u>日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること</u>	○	○	○	/					
(5) <u>必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること</u>	○	○	/						
(6) <u>地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること</u>			○						
(7) <u>障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること（※）</u>	事業所の特性に応じて1つ以上実施	事業所の特性に応じて1つ以上実施	事業所の特性に応じて1つ以上実施						
(8) <u>地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること</u>									
(9) <u>市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること</u>									
(10) <u>地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること</u>	/	/	/				/	/	/

(※) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、「障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。」が要件

# 1. (3) ① 専門性の高い看護師による訪問看護の評価

## 概要

【訪問看護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 医療ニーズの高い訪問看護利用者が増える中で、適切かつより質の高い訪問看護を提供する観点から、専門性の高い看護師が指定訪問看護、指定介護予防訪問看護及び指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行うことを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

## 単位数

<改定前>  
なし



<改定後>  
専門管理加算 250単位/月 (新設)

## 算定要件等

- 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、所定単位数に加算する。(新設)

イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合

- ・ 悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者
- ・ 真皮を越える褥瘡の状態にある利用者
- ・ 人工肛門又は人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者

ロ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合

- ・ 診療報酬における手順書加算を算定する利用者

※対象の特定行為：気管カニューレの交換、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換、膀胱ろうカテーテルの交換、褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去、創傷に対する陰圧閉鎖療法、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正

# 1. (3) ⑥ 看護小規模多機能型居宅介護における柔軟なサービス利用の促進

## 概要

### 【看護小規模多機能型居宅介護】

- 看護小規模多機能型居宅介護において、介護度によらず利用者ごとの利用頻度が幅広く、利用料や「通い・泊まり・訪問（看護・介護）」の各サービスの利用ニーズの有無等を理由に新規利用に至らないことがあることを踏まえ、利用者の柔軟な利用を促進する観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
  - ア 当該登録者へのサービス提供回数が過少な場合は、基本報酬を減算する。
  - イ 緊急時訪問看護加算について、緊急時の宿泊サービスを必要に応じて提供する体制を評価する要件を追加する見直しを行う。

## 単位数・算定要件等

### <改定前>

- イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）  
算定月における提供回数について、登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

### <改定前>

- ヲ 緊急時訪問看護加算 574単位/月  
利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、1月につき所定単位数を加算する。

### <改定後>

- イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）  
算定月における提供回数について、週平均1回に満たない場合、又は登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

### <改定後>

- ヲ 緊急時対応加算 774単位/月  
利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合（訪問については、訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、1月につき所定単位数を加算する。

# 1. (4) ③ 訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し

## 概要

【訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護】

- ターミナルケア加算について、介護保険の訪問看護等におけるターミナルケアの内容が医療保険におけるターミナルケアと同様であることを踏まえ、評価の見直しを行う。【告示改正】

## 単位数

<改定前>

ターミナルケア加算 2,000単位/死亡月



<改定後>

ターミナルケア加算 2,500単位/死亡月 (変更)

## 算定要件等

- 変更なし

# 1. (4) ④ 情報通信機器を用いた死亡診断の補助に関する評価

## 概要

【訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護】

- 離島等に居住する利用者の死亡診断について、診療報酬における対応との整合性を図る観点から、ターミナルケア加算を算定し、看護師が情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合の評価を新たに設ける。  
【告示改正】

## 単位数

<改定前>  
なし



<改定後>  
遠隔死亡診断補助加算 150単位/回 (新設)

## 算定要件等

- 情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号C001の注8（医科診療報酬点数表の区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合（指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準ずる施設が算定する場合を除く。）を含む。）に規定する死亡診断加算を算定する利用者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。）について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、遠隔死亡診断補助加算として、所定単位数に加算する。（新設）

【参考】C001 在宅患者訪問診療料 (I)  
注8 死亡診断加算 200点

以下の要件を満たしている場合であって、「情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン (平成29年9月厚生労働省)」に基づき、ICTを利用した看護師との連携による死亡診断を行う場合には、往診又は訪問診療の際に死亡診断を行っていない場合でも、死亡診断加算のみを算定可能。

ア 当該患者に対して定期的・計画的な訪問診療を行っていたこと。

イ 正当な理由のために、医師が直接対面での死亡診断等を行うまでに12時間以上を要することが見込まれる状況であること。

ウ 特掲診療料の施設基準等の第四の四の三の三に規定する地域に居住している患者であって、連携する他の保険医療機関において区分番号「C005」在宅患者訪問看護・指導料の在宅ターミナルケア加算若しくは「C005-1-2」同一建物居住者訪問看護・指導料又は連携する訪問看護ステーションにおいて訪問看護ターミナルケア療養費を算定していること。

# 1. (7) ④ (看護) 小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化

## 概要

【小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護】

- (看護) 小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の更なる強化を図る観点から、認知症加算について、新たに認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分を設ける。その際、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。【告示改正】

## 単位数

<改定前>

認知症加算 (I) 800単位/月  
認知症加算 (II) 500単位/月

<改定後>

認知症加算 (I) 920単位/月 (新設)  
認知症加算 (II) 890単位/月 (新設)  
認知症加算 (III) 760単位/月 (変更)  
認知症加算 (IV) 460単位/月 (変更)

## 算定要件等

<認知症加算 (I)> (新設)

- 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催
- 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

<認知症加算 (II)> (新設)

- 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催

<認知症加算 (III)> (改定前のIと同じ)

- 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、(看護) 小規模多機能型居宅介護を行った場合

<認知症加算 (IV)> (改定前のIと同じ)

- 要介護状態区分が要介護2である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、(看護) 小規模多機能型居宅介護を行った場合

# 3. (3) ⑫ (看護) 小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し

## 概要

【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- (看護) 小規模多機能型居宅介護における管理者について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、他の事業所の管理者及び従事者との兼務可能なサービス類型を限定しないこととする。  
【省令改正】

## 基準

	現行	改定後
小規模多機能型居宅介護	<p>(管理者)</p> <p>第六十四条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第一百五條の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第六十四条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
多機能型居宅介護 看護小規模	<p>(管理者)</p> <p>第七十二条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第七十二条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>

## 5. ⑥ 看護小規模多機能型居宅介護におけるサービス内容の明確化

### 概要

【看護小規模多機能型居宅介護】

- 看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点における「通い」・「泊まり」で提供されるサービスに、看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する法改正があったことから、その旨を運営基準においても明確化する。【省令改正】

### 基準

<改定前>

（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）  
第一百七十七条

- 一 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

<改定後>

（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）  
第一百七十七条

- 一 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

1. 看護小規模多機能型居宅介護の概況

2. 令和6年度介護報酬改定の内容

 3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

5. 参考資料

# 看護小規模多機能型居宅介護に関連する各種意見

## 2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ

(令和7年7月25日「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会)

(人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制の方向性

(2) 中山間・人口減少地域におけるサービスを維持・確保するための柔軟な対応)

- 中山間・人口減少地域において、複雑化する介護ニーズや医療ニーズに対応していくため、介護事業所における役割を多機能化していくことも考えられる。現行制度において複数のサービスを包括的に提供可能な「看護小規模多機能型居宅介護」や「小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」など包括的なサービスの果たす役割も重要であり、計画的な設置促進を図っていく必要がある。

## 介護保険制度の見直しに関する意見 (令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会)

(2040年を見据えた介護保険事業(支援)計画の在り方)

今後、地域のサービス需要が変化していく中で、3年を1期とする計画とともに、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。その際、地域における人口減少・サービス需要の変化の特性を意識したきめ細かな介護サービス見込量の推計やサービス提供体制を考えていくことが重要となる。

その際、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスについては、要介護者の在宅生活を支える重要な機能を有しているにもかかわらず、サービスに対する認知度や理解度が不十分なことにより、事業所が存在しない市町村も多くあることから、市町村内での整備の推進のみならず、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整を行うなど隣接自治体間の連携による活用推進の視点も必要である。

## 新たな地域医療構想に関するとりまとめ (令和8年3月19日地域医療構想及び医療計画等に関する検討会)

### 6. 策定について

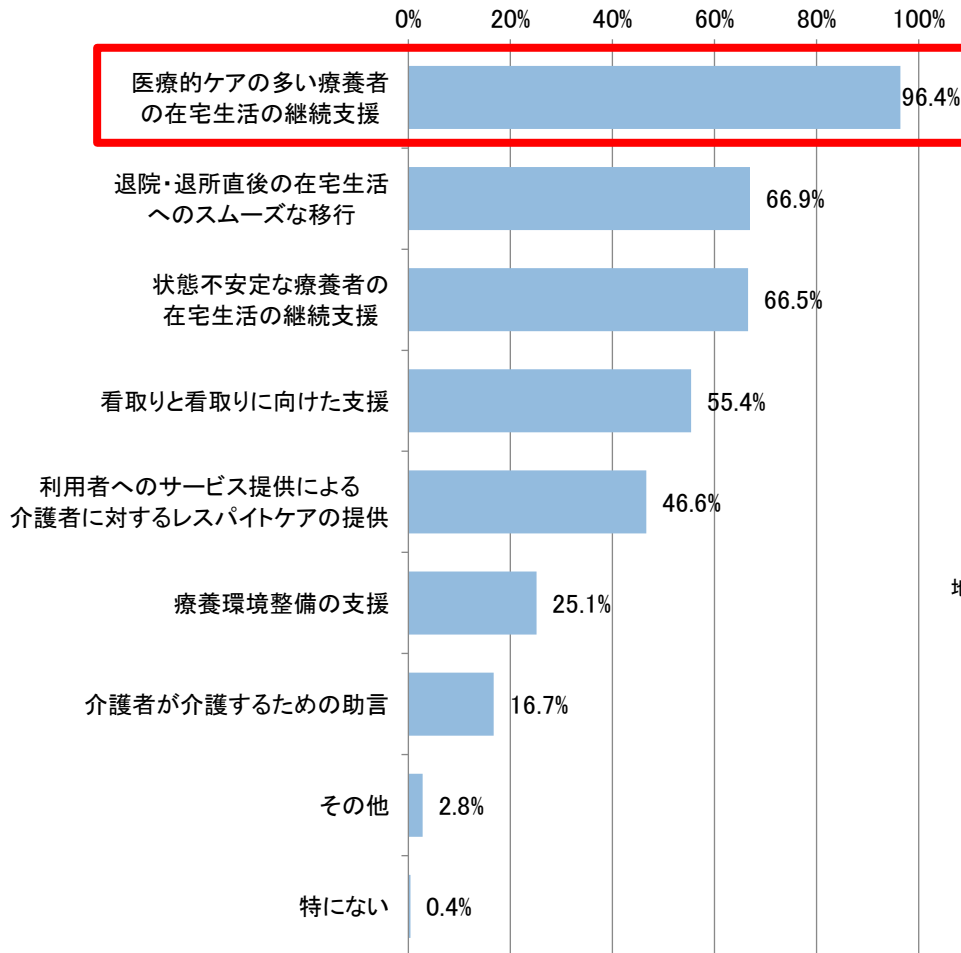
#### (6) 介護との連携

- ・地域医療構想においては、慢性期の医療需要について、現在の療養病床数や介護保険施設定員数、在宅医療を提供している医療機関数、在宅歯科医療を担う歯科医療機関数、訪問薬剤管理指導を行う薬局数、訪問看護の看護師やヘルパーの確保状況、看護小規模多機能型居宅介護を提供する事業所数等を踏まえ、介護を含む地域の資源を確認し、総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場等も活用しながら、介護保険事業支援計画との整合性の確保を図りつつ、在宅医療等とあわせた体制整備や、人材確保に関する事項について取組を進める必要がある。

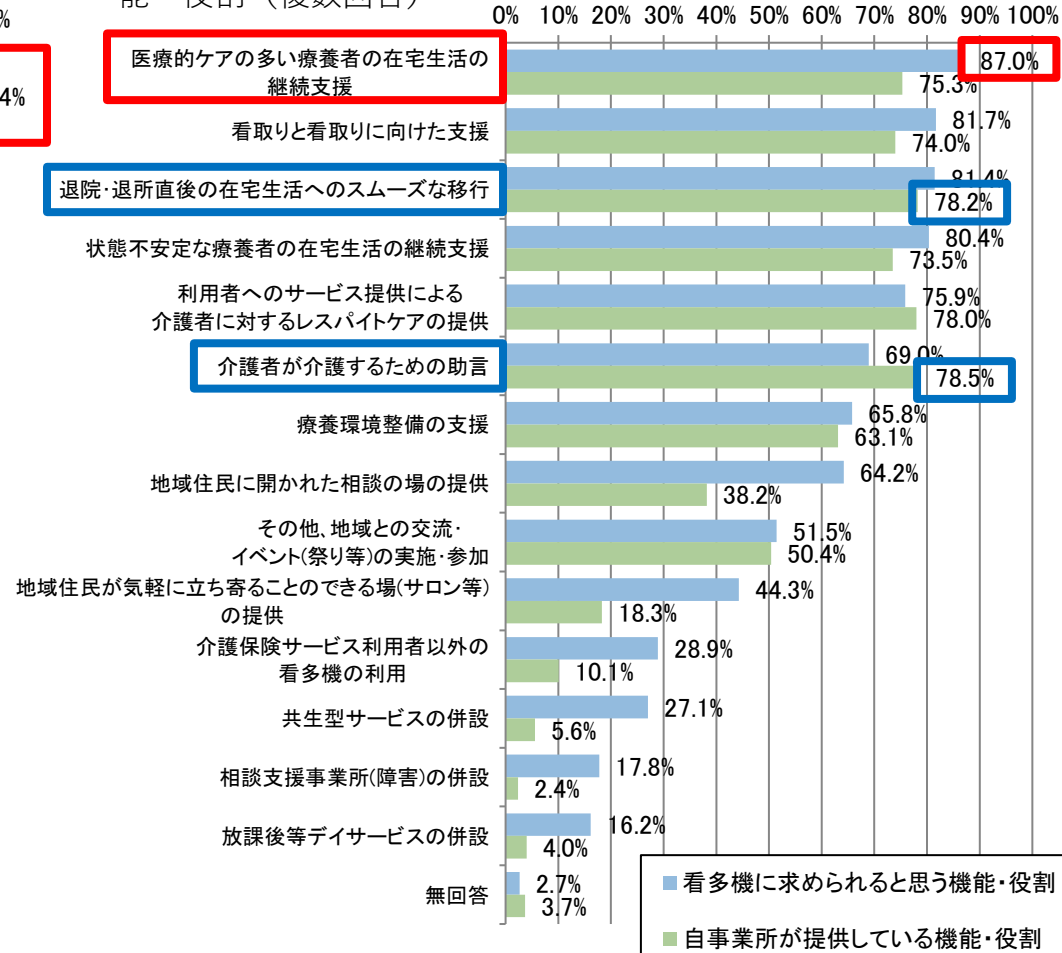
# 看護小規模多機能型居宅介護のニーズ

○自治体担当者が認識する看多機のニーズは、「医療的ケアの多い療養者の在宅生活の継続支援」が96.4%と最も多い。  
 ○事業者が求められていると思うニーズでは、「医療的ケアの多い療養者の在宅生活の継続支援」が87.0%と最も多かったが、自事業所が提供している機能・役割では、「介護者が介護するための助言」が78.5%、「退院・退所直後の在宅生活へのスムーズな移行」が78.2%と多かった。

■自治体担当者が看護小規模多機能型居宅介護事業所に期待する機能・役割（複数回答）



■事業者が受け止めている看護小規模多機能型居宅介護事業所に求められていると思う機能と役割及び自事業所で提供している機能・役割（複数回答）

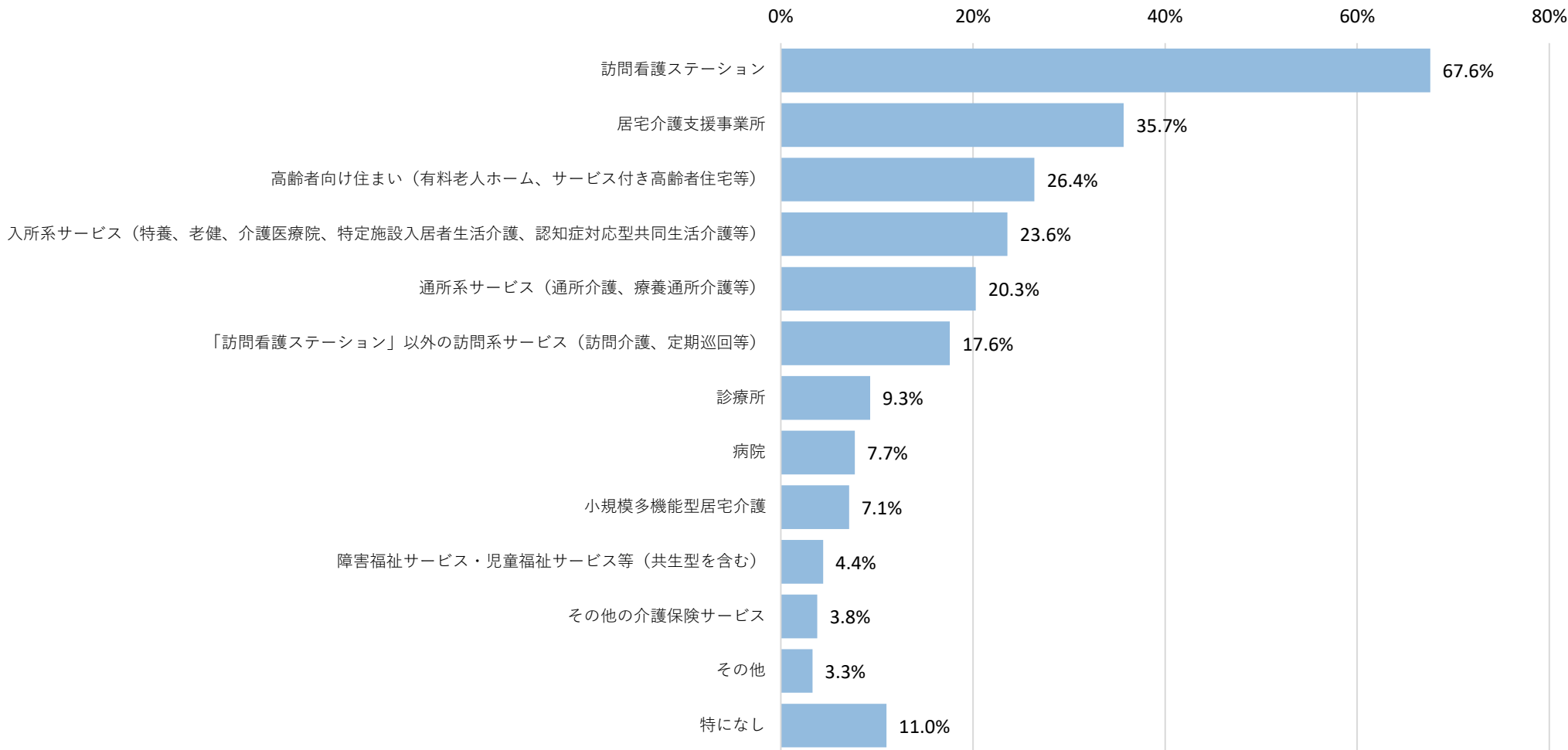


# 看護小規模多機能型居宅介護事業所の併設サービスの状況

○看護小規模多機能型居宅介護が同一法人・関連法人の施設で併設しているサービスは、最も多いのは「訪問看護」67.6%、次いで「居宅介護支援」35.7%である。

## ■事業所に併設※しているサービス（複数回答）（n=182）

※「併設」とは同一法人または関連法人が事業所と同一または隣接する敷地内で運営している、異なる施設・事業所を指す。



# 看護小規模多機能型居宅介護における定員数、登録者数、短期利用の算定数

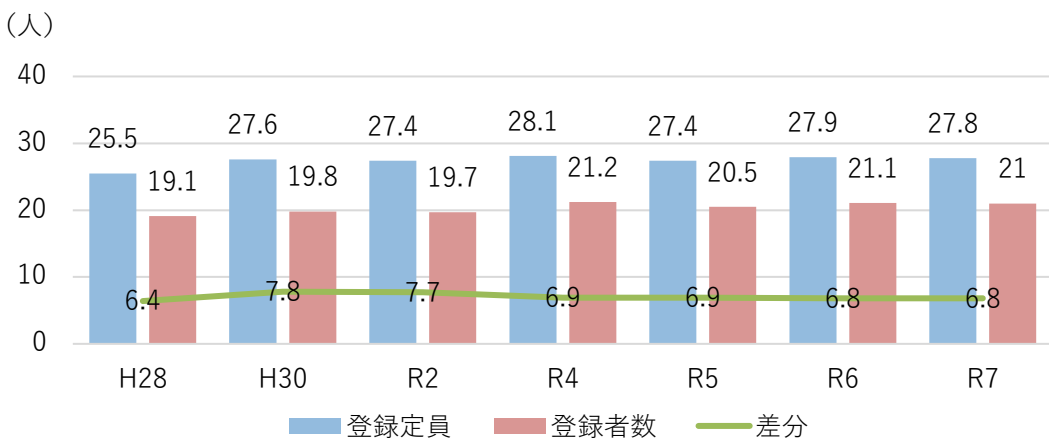
○ 1事業所あたりの定員数、登録者数はともに横ばい、差分は7人前後で推移している。  
 ○ 短期利用居宅介護費の算定件数及び1事業所あたり算定件数は緩やかに増加傾向にある。

## ■ 1事業所あたり平均定員数・登録者数

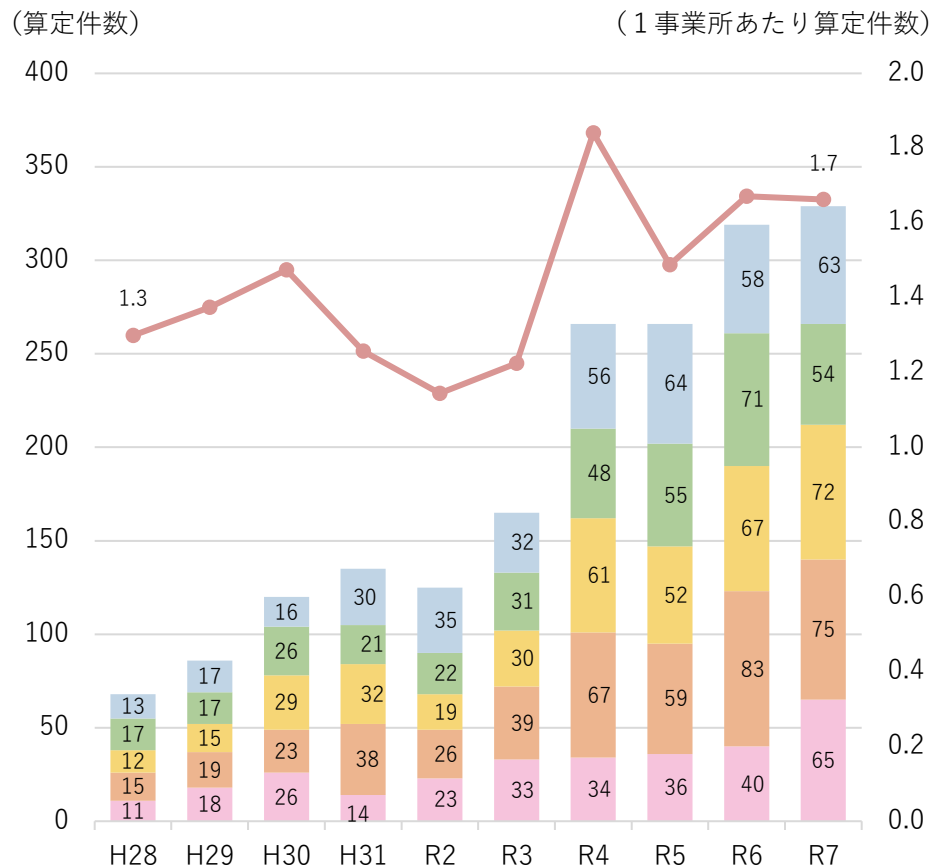
	令和2年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
登録定員数 (A)	27.4人	28.1人	27.4人	27.9人	27.8人
うち「泊まり」登録定員数	7.5人	7.8人	7.8人	7.7人	7.9人
登録者数 (B)	19.7人	21.2人	20.5人	21.1人	21.0人
差分 (A-B)	7.7人	6.9人	6.9人	6.8人	6.8人

※平成27年度改正により、運営基準において登録定員25名以下から29名以下に変更

※運営基準における「泊まり」利用定員：9名以下



## ■ 看護小規模多機能型居宅介護における短期利用居宅介護費の算定件数及び1事業所あたり算定件数



要介護1  
 要介護2  
 要介護3  
 要介護4  
 要介護5  
 1事業所あたり算定件数

令和2年度老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護事業所及び療養通所介護事業所の業務負担減に関する事業」  
 令和4年度老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護の普及等に関する調査研究事業」  
 令和5年度老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護の特性を踏まえた普及を図る方策に関する調査事業」  
 令和6年度老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護の更なる普及と機能強化に関する調査研究事業」  
 令和7年度老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護の役割と設置促進に関する調査研究事業」

# 看護小規模多機能型居宅介護の介護度別サービス利用状況

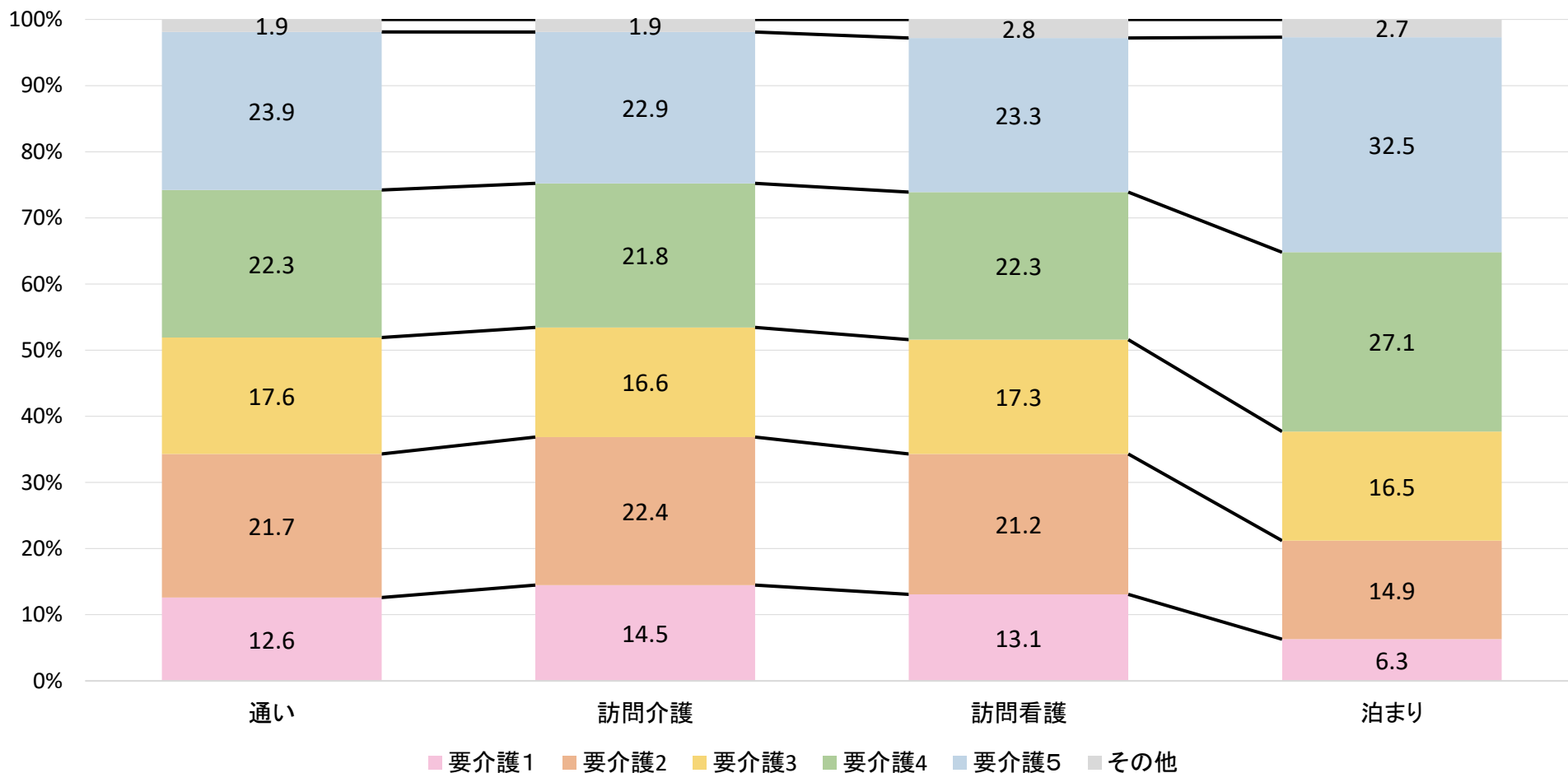
○看護小規模多機能型居宅介護での1か月間のサービス提供回数の利用者割合は、介護度が上がると「泊まり」の利用が多くなる。

## ■看護小規模多機能型居宅介護の介護度別サービス提供※状況（複数回答）（n=3,552）

※利用実人数には、同一の利用者が泊まり・通い・訪問介護・訪問看護を利用した場合は「1人」として計上している。

その他は、自費利用者や介護保険の認定申請中を含む。

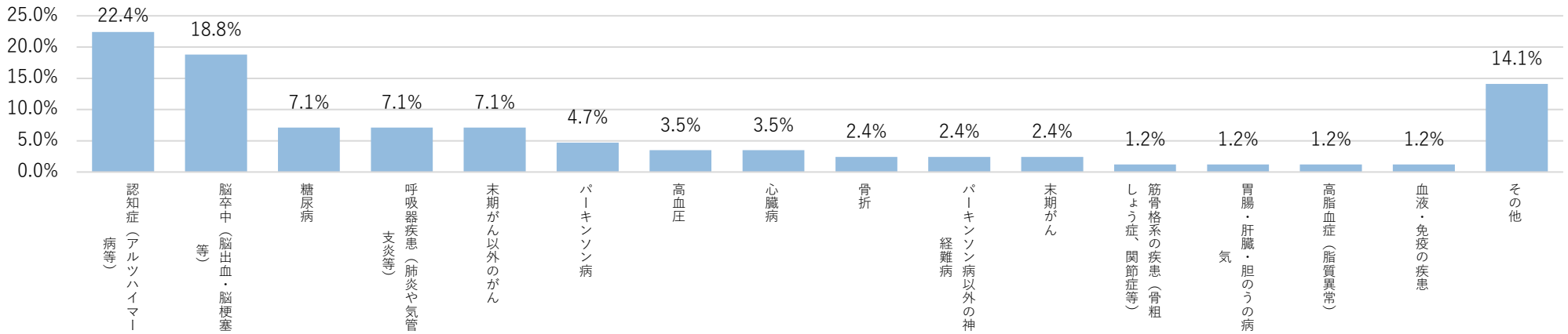
※179事業所の登録利用者3,552人分の利用状況（2025年9月分）



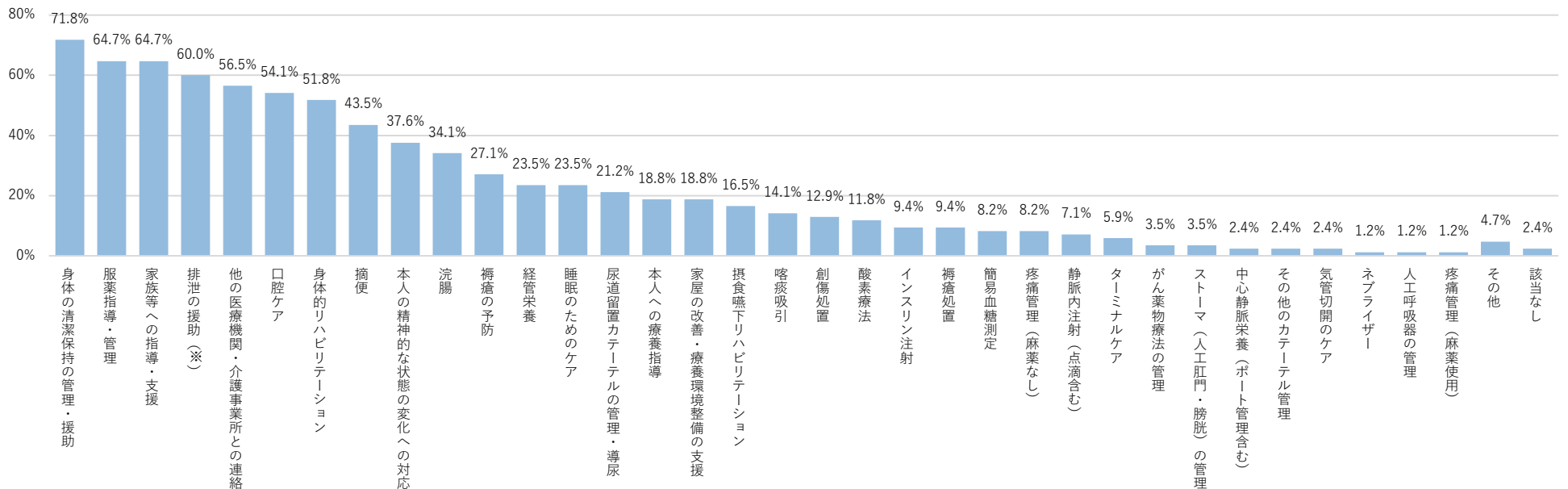
# 看護小規模多機能型居宅介護の利用者の状況

- 利用者の主傷病は、「認知症」、「脳卒中」が多い。
- 提供したケアでは、「身体の清潔保持の管理・援助」「服薬指導・管理」「家族等への指導・支援」が多い。

■看多機利用者の主傷病内訳 (n=85) ※無回答を除く



■看多機利用者に提供したケア (n=85) ※無回答を除く

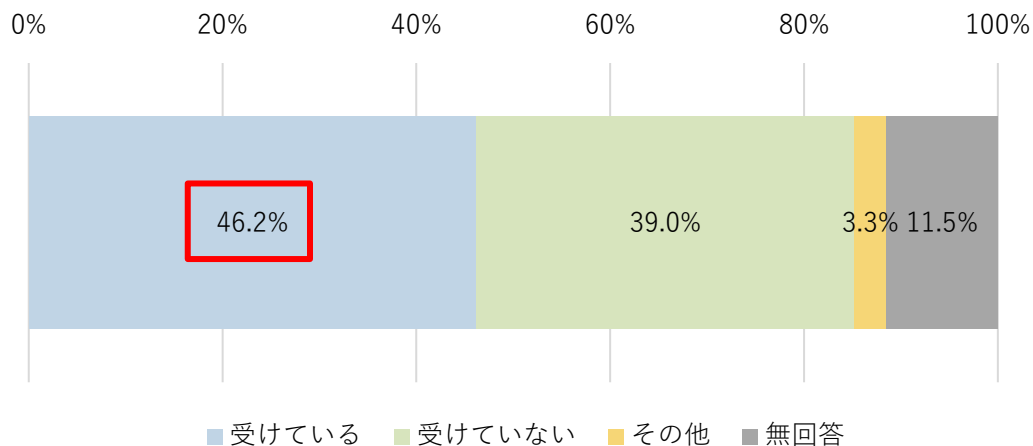


(※) 尿道留置カテーテルの管理・導入、洗腸、排便を除く

# 看護小規模多機能型居宅介護における短期利用の受入状況

○看護小規模多機能型居宅介護では、利用者以外の短期利用居宅介護のニーズがあり、利用者以外も受け入れている事業所もある。

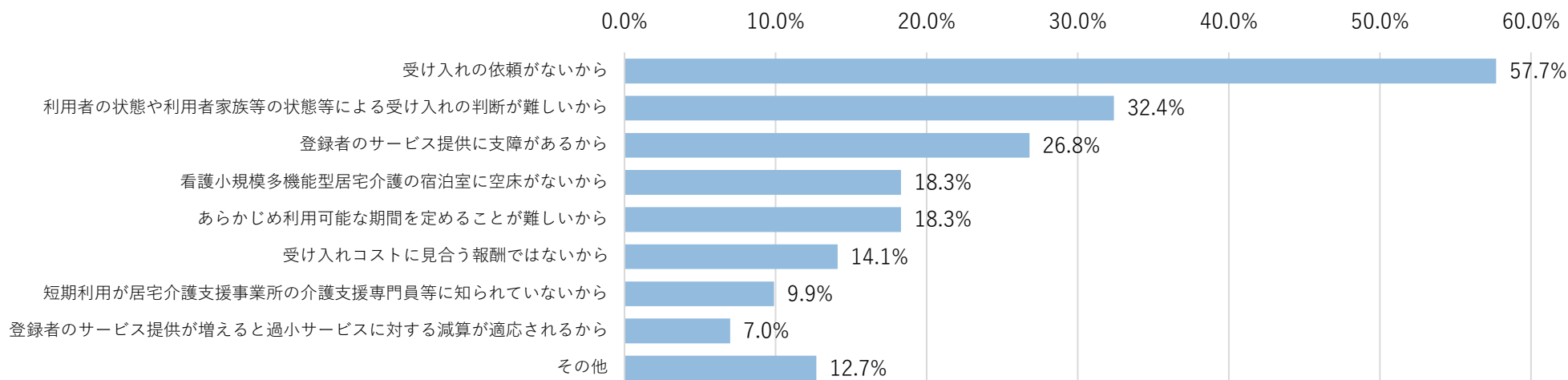
## ■事業所における登録者以外の緊急ショートステイの受入の有無 (n=182)



【事例】認知症でひとり歩きのある方（登録者以外）の緊急時の短期利用

- 登録者ではない高齢の認知症、ひとり歩きのある方で、対応できるサービスが見つからないとケアマネジャーから逼迫した相談。
- 夜勤は介護職員1人対応であるが、夜間の配置を増やして緊急対応をした。
- 老健の短期利用は送迎加算が算定できるが、看多機には設定がない。
- サービスに見合った報酬がなければ安定的な運営は困難。

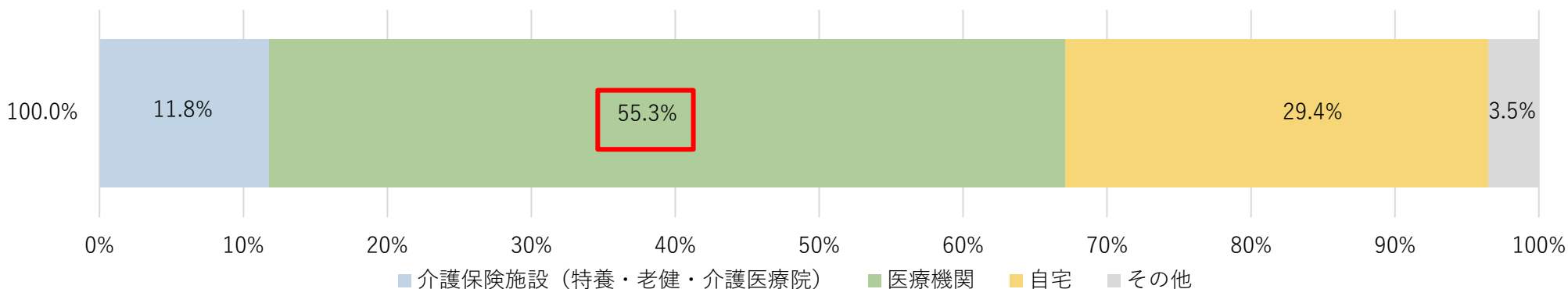
## ■緊急ショートステイを受け入れていない理由（複数回答可） (n=71)



# 看護小規模多機能型居宅介護サービスの開始前の居場所及び利用終了者の転帰状況

- 看護小規模多機能型居宅介護の利用開始前の居場所は、「医療機関」が55.3%と最も多く、次いで「自宅」が29.4%であった。
- 過去6ヶ月以内に利用終了した利用者がある場合、看護小規模多機能型居宅介護の利用を終了した後の転帰は「医療機関への入院」が平均1.5人と最も多く、次いで「介護保険施設への入所」「事業所内での看取り」が平均1.2人であった。

## ■利用前の居場所 (n=85事業所)

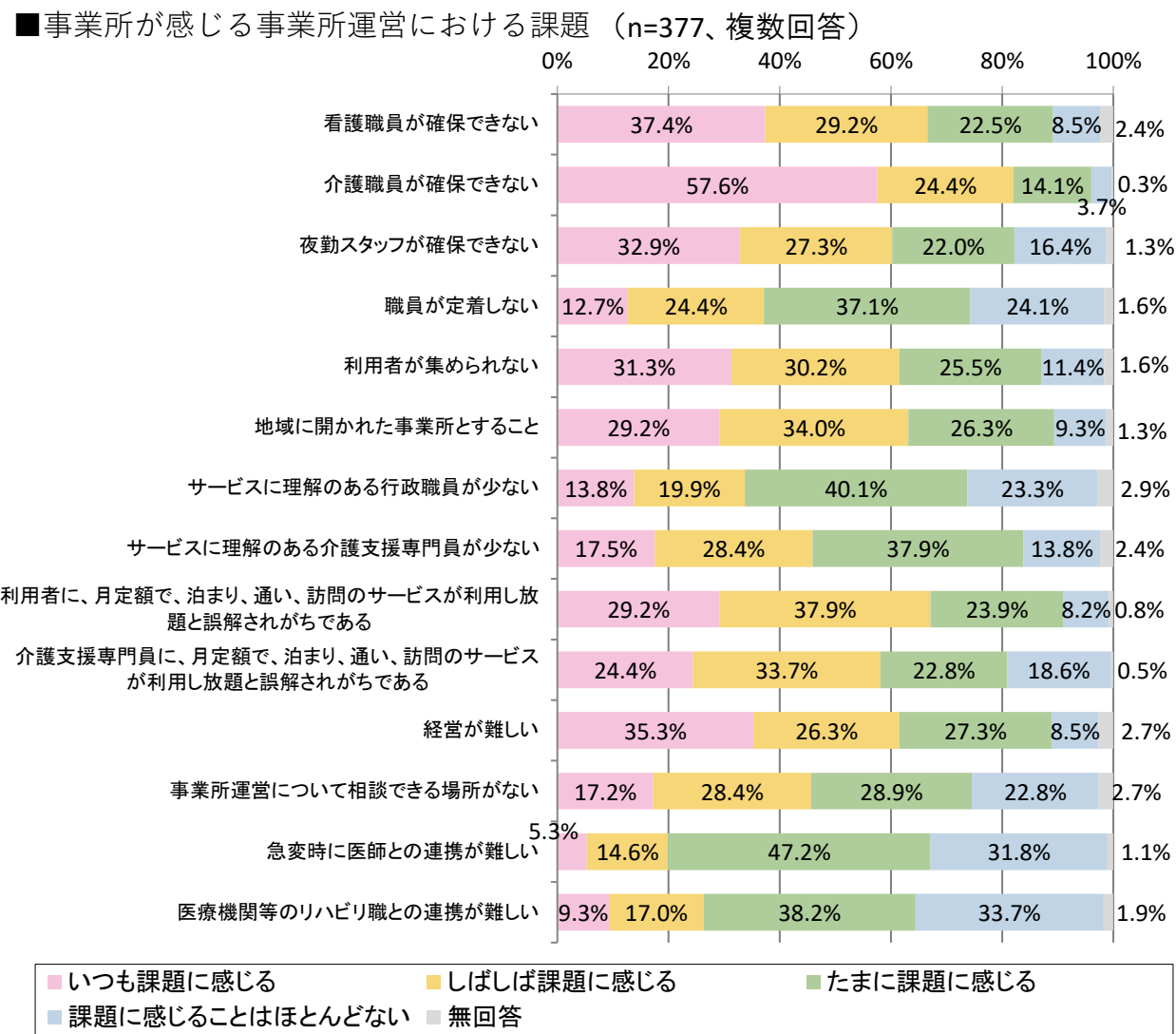
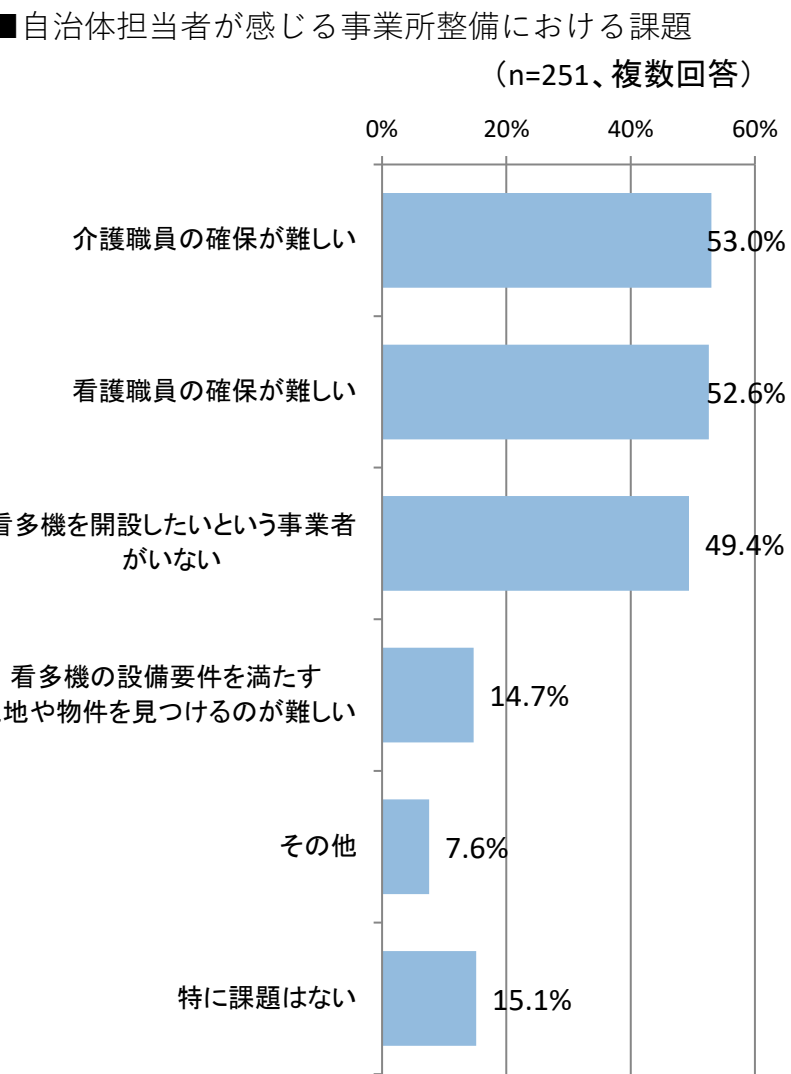


## ■過去6か月以内に看護小規模多機能型居宅介護の利用を終了した方の転帰別人数 (人)

①介護保険施設 (特養・老健・介護医療院等) への入所・入居	②高齢者向け住居等 (特定施設・有料老人ホーム・サ高住等) への入居	③医療機関への入院	④自宅での看取り	⑤事業所内での看取り	⑥医療機関での看取り	⑦他の居宅サービス利用に移行																																																																																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr><th>人数</th><th>件数</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>0人</td><td>64</td><td>43.8%</td></tr> <tr><td>1人</td><td>33</td><td>22.6%</td></tr> <tr><td>2人</td><td>25</td><td>17.1%</td></tr> <tr><td>3人</td><td>11</td><td>7.5%</td></tr> <tr><td>4人</td><td>8</td><td>5.5%</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>5</td><td>3.4%</td></tr> <tr><td>計</td><td>146</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平均</td><td></td><td>1.2人</td></tr> </tbody> </table>	人数	件数	割合	0人	64	43.8%	1人	33	22.6%	2人	25	17.1%	3人	11	7.5%	4人	8	5.5%	5人以上	5	3.4%	計	146	100.0%	平均		1.2人	<table border="1"> <thead> <tr><th>人数</th><th>件数</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>0人</td><td>101</td><td>69.2%</td></tr> <tr><td>1人</td><td>34</td><td>23.3%</td></tr> <tr><td>2人</td><td>6</td><td>4.1%</td></tr> <tr><td>3人</td><td>4</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>4人</td><td>1</td><td>0.7%</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>0</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>計</td><td>146</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平均</td><td></td><td>0.4人</td></tr> </tbody> </table>	人数	件数	割合	0人	101	69.2%	1人	34	23.3%	2人	6	4.1%	3人	4	2.7%	4人	1	0.7%	5人以上	0	0.0%	計	146	100.0%	平均		0.4人	<table border="1"> <thead> <tr><th>人数</th><th>件数</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>0人</td><td>44</td><td>30.1%</td></tr> <tr><td>1人</td><td>40</td><td>27.4%</td></tr> <tr><td>2人</td><td>29</td><td>19.9%</td></tr> <tr><td>3人</td><td>24</td><td>16.4%</td></tr> <tr><td>4人</td><td>4</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>5</td><td>3.4%</td></tr> <tr><td>計</td><td>146</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平均</td><td></td><td>1.5人</td></tr> </tbody> </table>	人数	件数	割合	0人	44	30.1%	1人	40	27.4%	2人	29	19.9%	3人	24	16.4%	4人	4	2.7%	5人以上	5	3.4%	計	146	100.0%	平均		1.5人	<table border="1"> <thead> <tr><th>人数</th><th>件数</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>0人</td><td>80</td><td>54.8%</td></tr> <tr><td>1人</td><td>40</td><td>27.4%</td></tr> <tr><td>2人</td><td>14</td><td>9.6%</td></tr> <tr><td>3人</td><td>6</td><td>4.1%</td></tr> <tr><td>4人</td><td>5</td><td>3.4%</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>1</td><td>0.7%</td></tr> <tr><td>計</td><td>146</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平均</td><td></td><td>0.8人</td></tr> </tbody> </table>	人数	件数	割合	0人	80	54.8%	1人	40	27.4%	2人	14	9.6%	3人	6	4.1%	4人	5	3.4%	5人以上	1	0.7%	計	146	100.0%	平均		0.8人	<table border="1"> <thead> <tr><th>人数</th><th>件数</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>0人</td><td>84</td><td>57.5%</td></tr> <tr><td>1人</td><td>20</td><td>13.7%</td></tr> <tr><td>2人</td><td>17</td><td>11.6%</td></tr> <tr><td>3人</td><td>9</td><td>6.2%</td></tr> <tr><td>4人</td><td>3</td><td>2.1%</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>13</td><td>8.9%</td></tr> <tr><td>計</td><td>146</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平均</td><td></td><td>1.2人</td></tr> </tbody> </table>	人数	件数	割合	0人	84	57.5%	1人	20	13.7%	2人	17	11.6%	3人	9	6.2%	4人	3	2.1%	5人以上	13	8.9%	計	146	100.0%	平均		1.2人	<table border="1"> <thead> <tr><th>人数</th><th>件数</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>0人</td><td>94</td><td>64.4%</td></tr> <tr><td>1人</td><td>29</td><td>19.9%</td></tr> <tr><td>2人</td><td>15</td><td>10.3%</td></tr> <tr><td>3人</td><td>4</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>4人</td><td>2</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>2</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>計</td><td>146</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平均</td><td></td><td>0.6人</td></tr> </tbody> </table>	人数	件数	割合	0人	94	64.4%	1人	29	19.9%	2人	15	10.3%	3人	4	2.7%	4人	2	1.4%	5人以上	2	1.4%	計	146	100.0%	平均		0.6人	<table border="1"> <thead> <tr><th>人数</th><th>件数</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>0人</td><td>89</td><td>61.0%</td></tr> <tr><td>1人</td><td>38</td><td>26.0%</td></tr> <tr><td>2人</td><td>13</td><td>8.9%</td></tr> <tr><td>3人</td><td>2</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>4人</td><td>1</td><td>0.7%</td></tr> <tr><td>5人以上</td><td>3</td><td>2.1%</td></tr> <tr><td>計</td><td>146</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平均</td><td></td><td>0.6人</td></tr> </tbody> </table>	人数	件数	割合	0人	89	61.0%	1人	38	26.0%	2人	13	8.9%	3人	2	1.4%	4人	1	0.7%	5人以上	3	2.1%	計	146	100.0%	平均		0.6人
人数	件数	割合																																																																																																																																																																																																	
0人	64	43.8%																																																																																																																																																																																																	
1人	33	22.6%																																																																																																																																																																																																	
2人	25	17.1%																																																																																																																																																																																																	
3人	11	7.5%																																																																																																																																																																																																	
4人	8	5.5%																																																																																																																																																																																																	
5人以上	5	3.4%																																																																																																																																																																																																	
計	146	100.0%																																																																																																																																																																																																	
平均		1.2人																																																																																																																																																																																																	
人数	件数	割合																																																																																																																																																																																																	
0人	101	69.2%																																																																																																																																																																																																	
1人	34	23.3%																																																																																																																																																																																																	
2人	6	4.1%																																																																																																																																																																																																	
3人	4	2.7%																																																																																																																																																																																																	
4人	1	0.7%																																																																																																																																																																																																	
5人以上	0	0.0%																																																																																																																																																																																																	
計	146	100.0%																																																																																																																																																																																																	
平均		0.4人																																																																																																																																																																																																	
人数	件数	割合																																																																																																																																																																																																	
0人	44	30.1%																																																																																																																																																																																																	
1人	40	27.4%																																																																																																																																																																																																	
2人	29	19.9%																																																																																																																																																																																																	
3人	24	16.4%																																																																																																																																																																																																	
4人	4	2.7%																																																																																																																																																																																																	
5人以上	5	3.4%																																																																																																																																																																																																	
計	146	100.0%																																																																																																																																																																																																	
平均		1.5人																																																																																																																																																																																																	
人数	件数	割合																																																																																																																																																																																																	
0人	80	54.8%																																																																																																																																																																																																	
1人	40	27.4%																																																																																																																																																																																																	
2人	14	9.6%																																																																																																																																																																																																	
3人	6	4.1%																																																																																																																																																																																																	
4人	5	3.4%																																																																																																																																																																																																	
5人以上	1	0.7%																																																																																																																																																																																																	
計	146	100.0%																																																																																																																																																																																																	
平均		0.8人																																																																																																																																																																																																	
人数	件数	割合																																																																																																																																																																																																	
0人	84	57.5%																																																																																																																																																																																																	
1人	20	13.7%																																																																																																																																																																																																	
2人	17	11.6%																																																																																																																																																																																																	
3人	9	6.2%																																																																																																																																																																																																	
4人	3	2.1%																																																																																																																																																																																																	
5人以上	13	8.9%																																																																																																																																																																																																	
計	146	100.0%																																																																																																																																																																																																	
平均		1.2人																																																																																																																																																																																																	
人数	件数	割合																																																																																																																																																																																																	
0人	94	64.4%																																																																																																																																																																																																	
1人	29	19.9%																																																																																																																																																																																																	
2人	15	10.3%																																																																																																																																																																																																	
3人	4	2.7%																																																																																																																																																																																																	
4人	2	1.4%																																																																																																																																																																																																	
5人以上	2	1.4%																																																																																																																																																																																																	
計	146	100.0%																																																																																																																																																																																																	
平均		0.6人																																																																																																																																																																																																	
人数	件数	割合																																																																																																																																																																																																	
0人	89	61.0%																																																																																																																																																																																																	
1人	38	26.0%																																																																																																																																																																																																	
2人	13	8.9%																																																																																																																																																																																																	
3人	2	1.4%																																																																																																																																																																																																	
4人	1	0.7%																																																																																																																																																																																																	
5人以上	3	2.1%																																																																																																																																																																																																	
計	146	100.0%																																																																																																																																																																																																	
平均		0.6人																																																																																																																																																																																																	

# 看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備・運営に関する課題

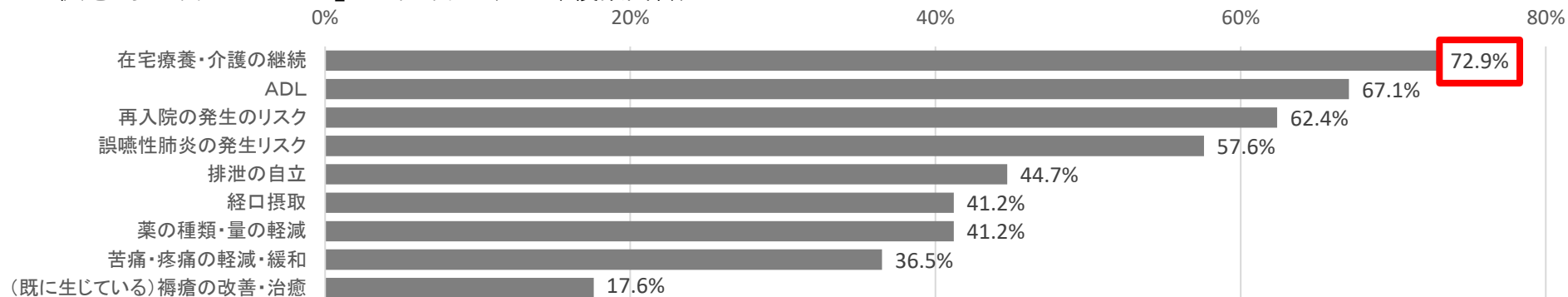
- 自治体担当者が事業所整備に当たって課題に感じることは「介護職員の確保が難しい」「看護職員の確保が難しい」が多い。
- 事業所が運営に当たって課題に感じることは「看護職員が確保できない」「介護職員が確保できない」が多い。



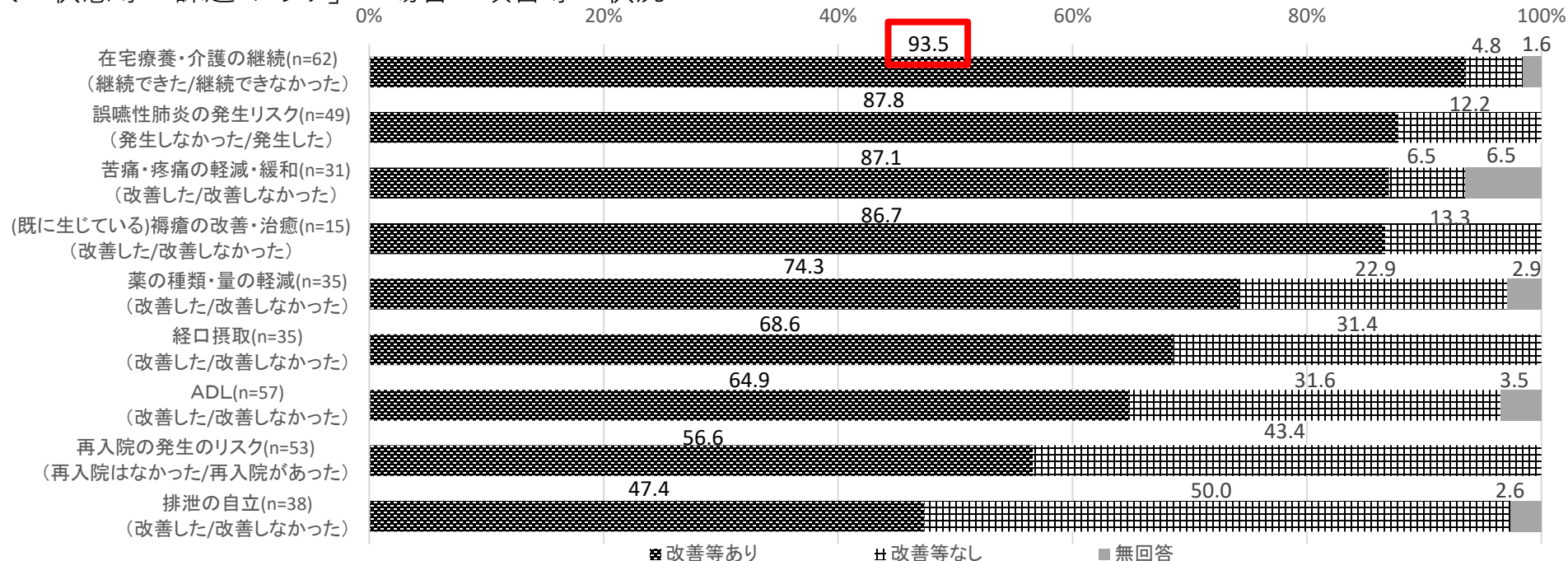
# 看護小規模多機能型居宅介護の利用者のサービス利用に伴う変化

○本人の状態等の課題「あり」の割合は「在宅療養・介護の継続」が72.9%で最も多く、改善等の状況でも「在宅療養・介護の継続」が93.5%と最も多かった。

## ■本人の状態等の課題「あり」の割合 (n=85、複数回答)



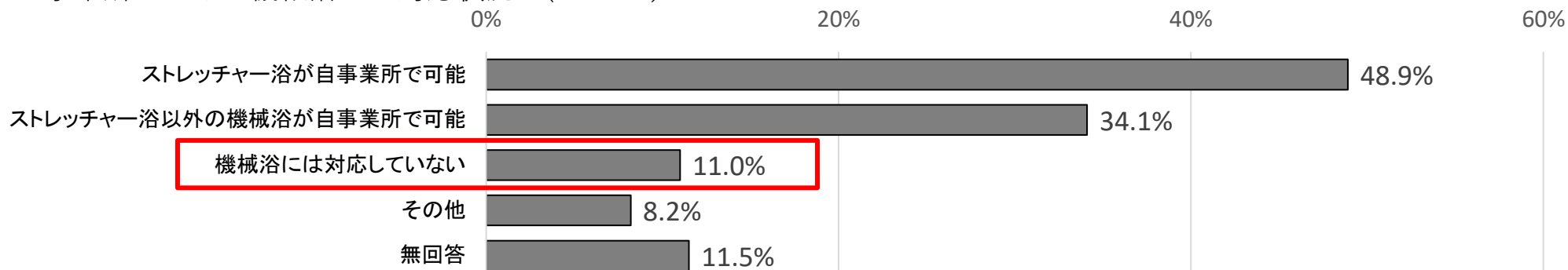
## ■本人の状態等の課題「あり」の場合の改善等の状況 (n=85、複数回答)



# 看護小規模多機能型居宅介護における入浴ニーズへの対応状況

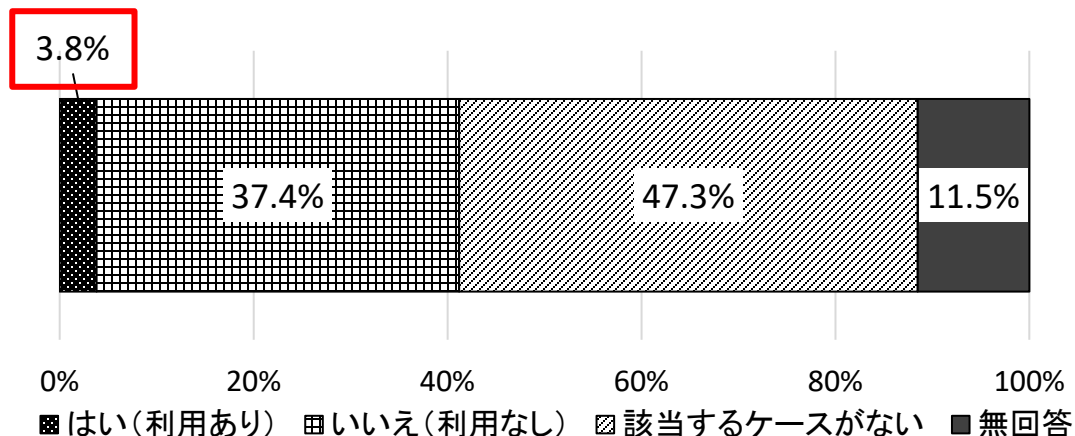
- 看取り期等で、通所が困難となった状態不安定な利用者の場合は自宅で入浴ができないため、自事業所における利用者の入浴ニーズがあるが、スペース等の事情により機械浴に対応していない事業所は一定数あり、当該事業所においてはサービスを提供することが困難である。
- 事業所の設備で対応できない場合は、利用者の入浴の機会を確保するため、事業所の負担等により外部の訪問入浴介護サービスを利用している現状がある。

## ■事業所における機械浴への対応状況 (n=182)



## ■外部の訪問入浴介護サービスの利用状況 (n=182)


※2025年4～9月（6ヶ月間）の延べ利用状況を回答



## ■外部の訪問入浴介護サービスの利用回数

※2025年4～9月（6ヶ月間）の延べ利用状況を回答

回数	件数	割合
1回	2	28.6%
2回	0	0.0%
3回	0	0.0%
4回	2	28.6%
5回以上	2	28.6%
無回答	1	14.3%
計	7	100.0%
平均	8.2回	
標準偏差	12.3回	
中央値	4.0回	

1. 看護小規模多機能型居宅介護の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
-  4. 現状と課題及び論点
5. 参考資料

# 看護小規模多機能型居宅介護の現状と課題

## 現状と課題

- 看護小規模多機能型居宅介護は、平成24年度に、医療行為も含めた多様なサービス（通い、泊まり、訪問（看護、介護））を提供することで、在宅生活への移行や看取り期の支援、家族に対するレスパイト等に対応するサービスとして創設。
- 報酬は、要介護別の月単位の定額報酬であり、請求事業所数や、受給者数、費用額は近年増えているが、自治体差がある。
- 要介護3以上の利用者は約64%、平均要介護度は3.2であり、小規模多機能型居宅介護や他の居住系サービスと比較して利用者の要介護度は高く、中重度の要介護者の在宅療養の継続を支える地域の拠点として役割を果たしている。
- また、
  - 利用終了者の転帰別平均人数をみると、医療施設への入院及び死亡（看取り）が増加している。特に死亡（看取り）は自宅が平均0.8人、看護小規模型居宅介護1.2人と、自宅より看護小規模多機能型居宅介護における看取りが多い。
  - 看護小規模多機能型居宅介護の短期利用は緩やかに増加しており、利用者以外の短期利用居宅介護を受け入れている事業所もある。
  - 共生型サービスへのニーズに対応するため、医療ニーズの高い障害児（者）の通い・泊りに対応している看護小規模多機能型居宅介護もある。
- このように、看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の状況に応じて「通い」、「泊まり」、「訪問（介護・看護）」を柔軟に組み合わせ、利用者のニーズに応じたサービス提供が行われている。
- 介護報酬は、累次の改定により、加算の種類が増加するとともに、加算の取得要件が複雑化しており、令和6年度改定における審議報告においても、「利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、報酬体系の簡素化について、引き続き検討していくべき」とされている。算定率が低い加算には、例えば、専門管理加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算などがあり、算定率の高い加算には、緊急時対応加算などがある。

## 論点

- 医療ニーズを有する中重度の要介護者の生活を支える地域の拠点である看護小規模多機能型居宅介護の更なる普及が求められる中、期待されるサービスを安定的に提供する等のために、どのような方策が考えられるか。
- 令和6年度改定における審議報告も踏まえ、利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、算定率が低い加算や算定率の高い加算についてどのように考えるか。

1. 看護小規模多機能型居宅介護の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点

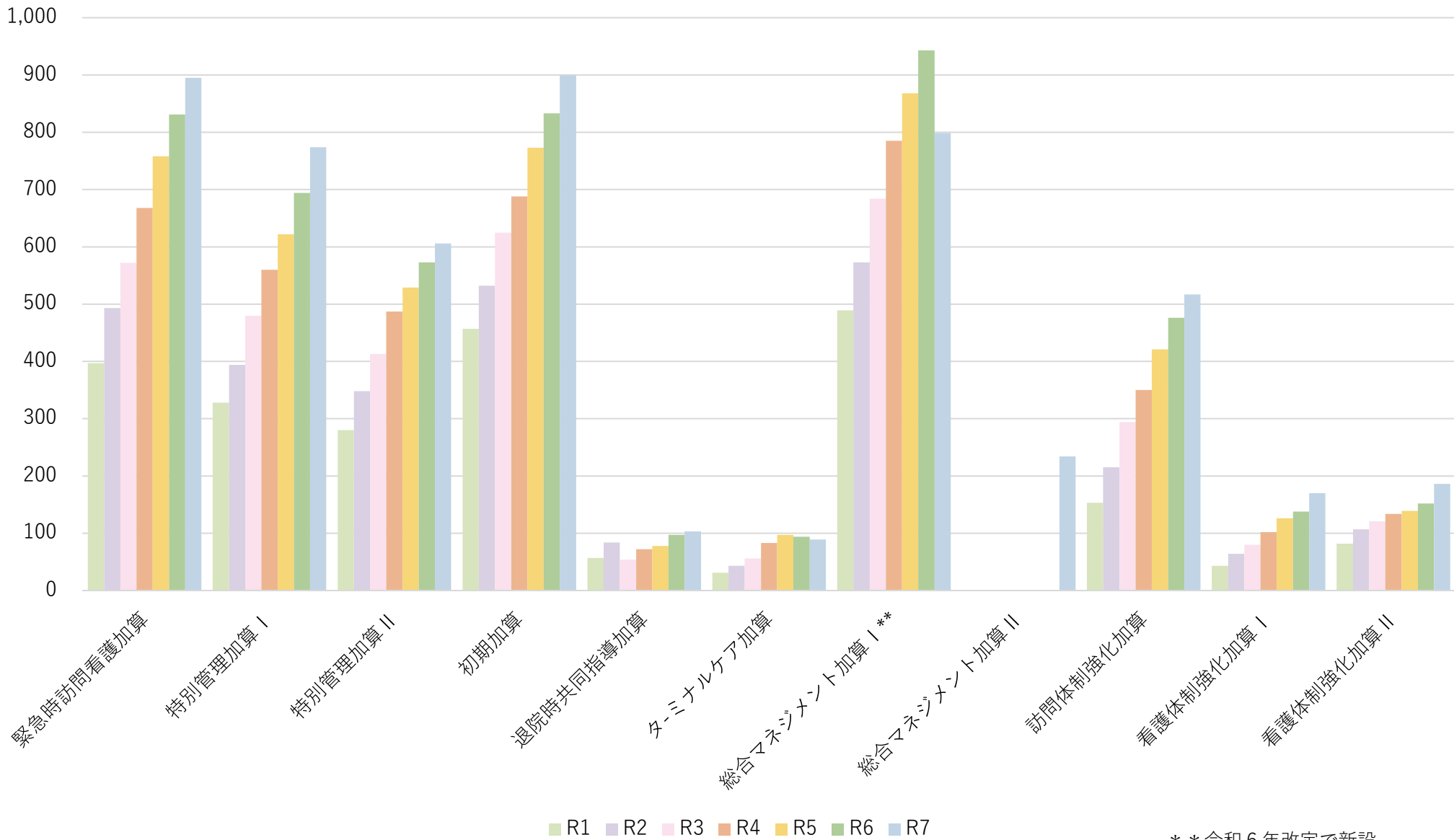


**5. 参考資料**

# 看護小規模多機能型居宅介護における各加算の算定状況

(事業所数)

(算定率)

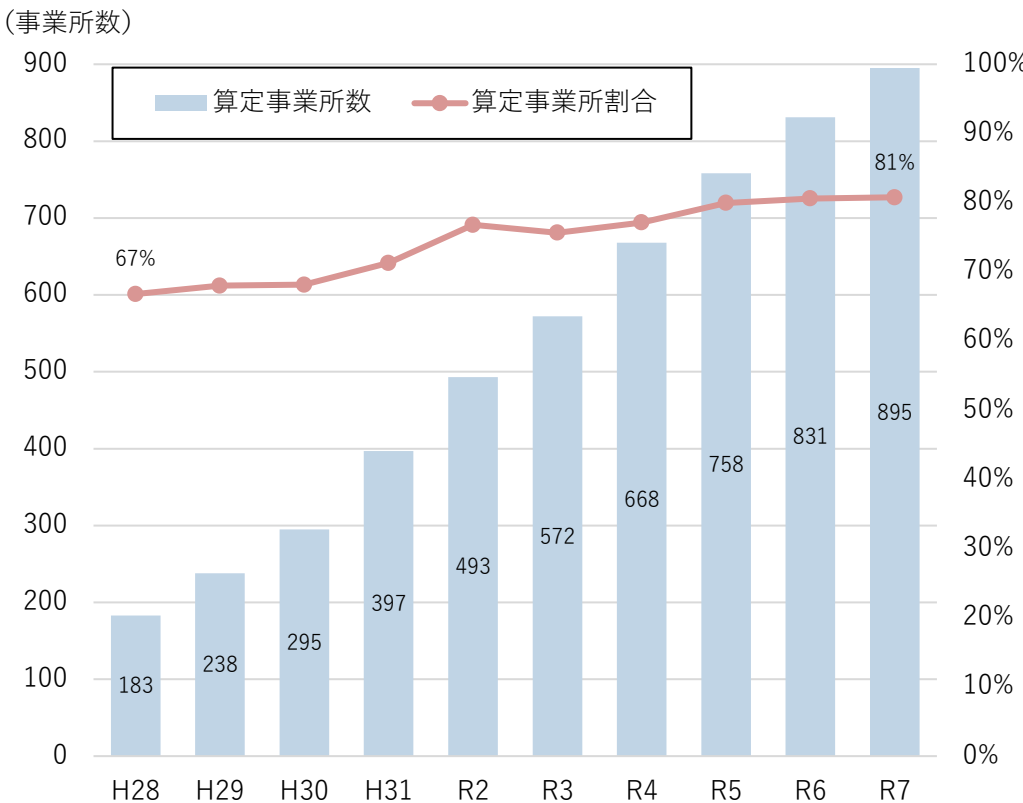


\*\* 令和6年改定で新設

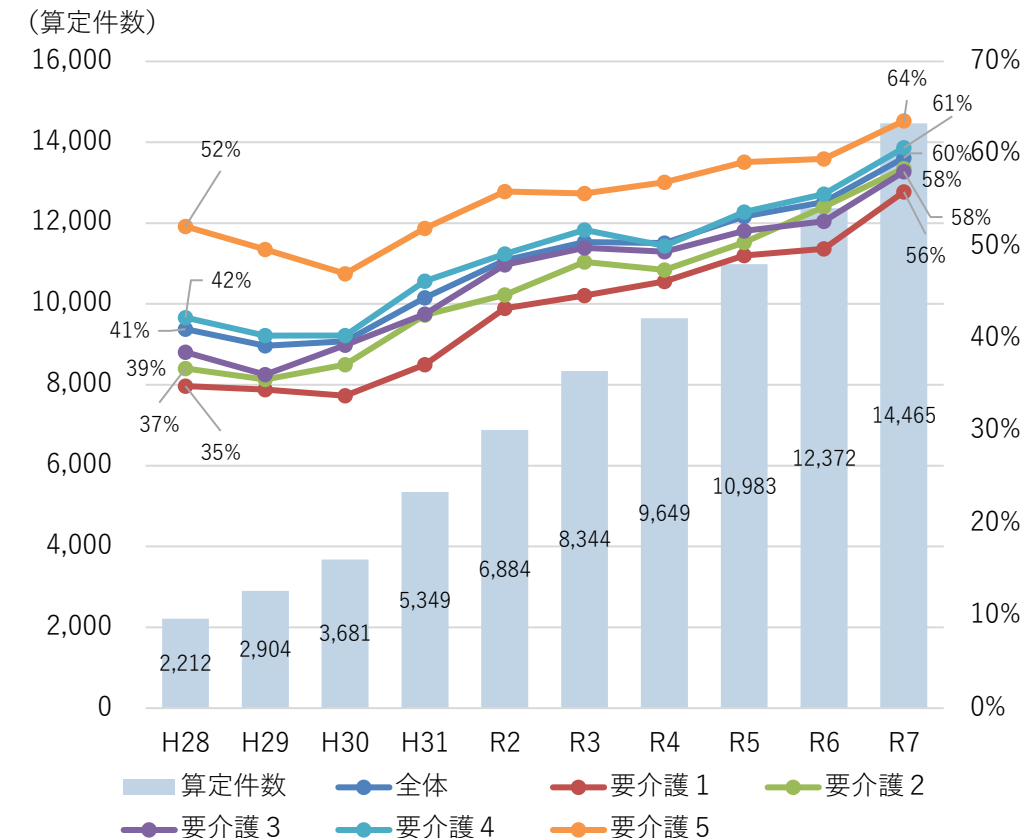
# 緊急時対応加算の算定状況

- 緊急時対応加算の算定事業所数及び事業所割合は増加しており、81%の事業所が算定している。
- 緊急時対応加算を算定している利用者の割合は53%であり、要介護度が高いほど算定率も高くなる。

■緊急時対応加算の算定事業所数及び割合



■緊急時訪問加算の算定件数及び要介護度別算定割合



(注) 緊急時対応加算は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問及び宿泊を必要に応じて行う場合に、1月につき所定単位数を加算する。

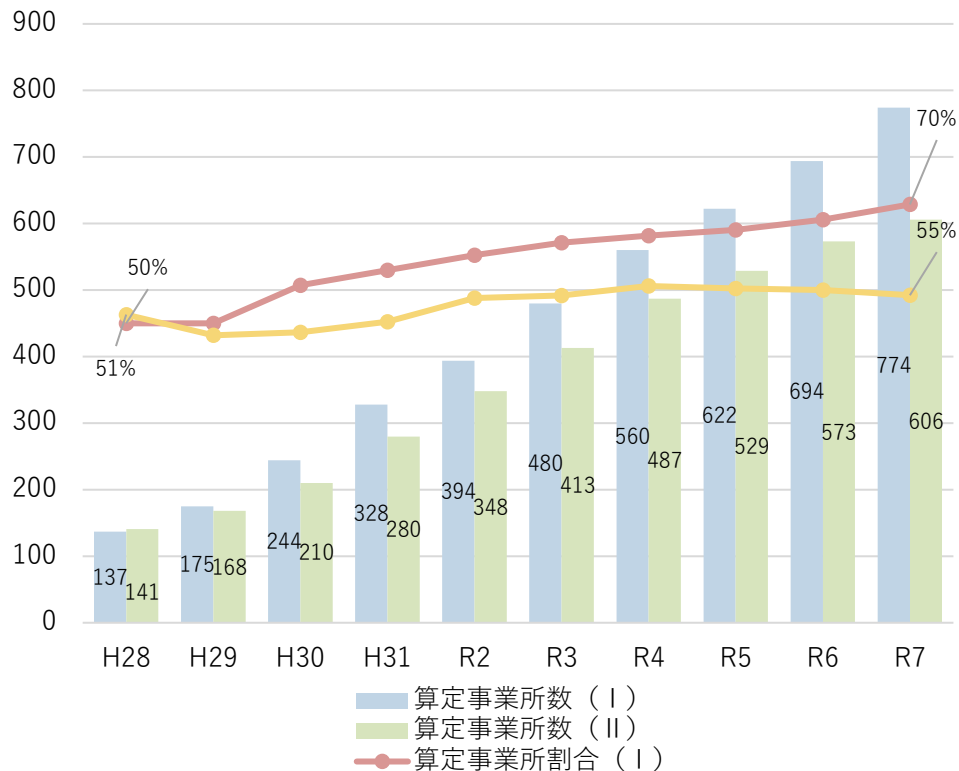
旧名称：緊急時訪問看護加算、令和6年度に名称変更

# 特別管理加算の算定状況

○特別管理加算の算定事業所数及び事業所割合は年々増加しており、（Ⅰ）70%（Ⅱ）55%の事業所が算定している。

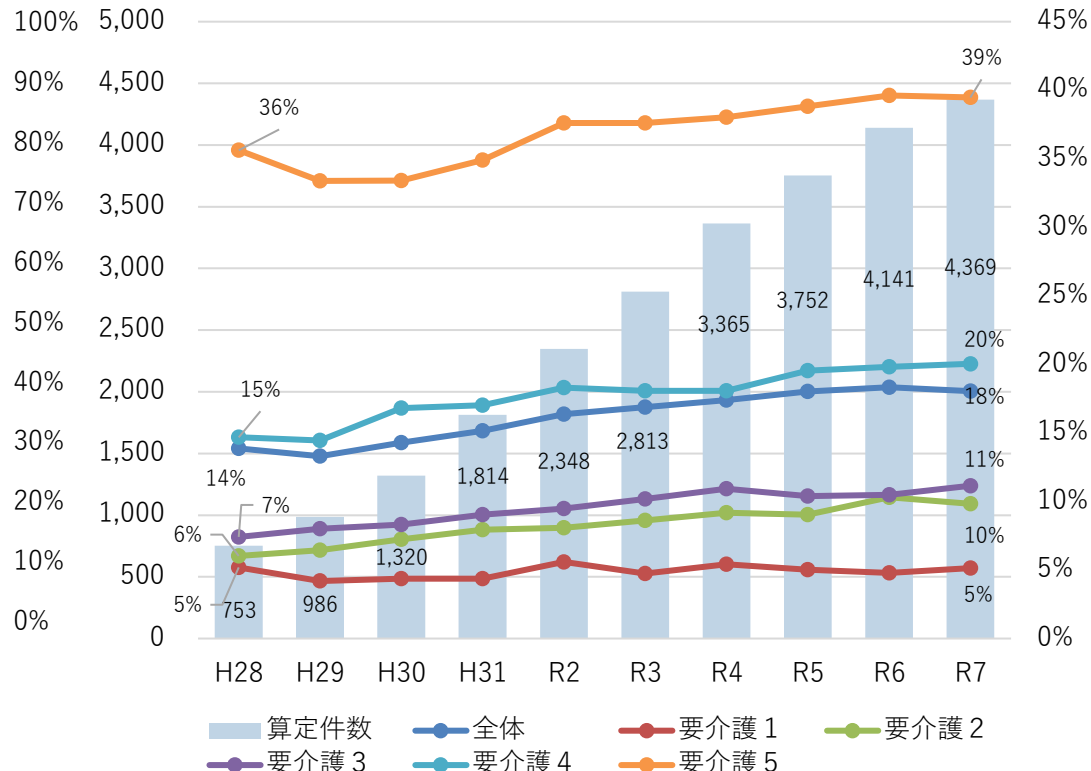
■特別管理加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定事業所数と事業所割合

（事業所数）



■特別管理加算の算定件数と要介護度別算定件数割合

（算定件数）



特別管理加算：（Ⅰ）500単位/月、（Ⅱ）250単位/月（区分支給限度基準額の算定対象外）

（注）特別管理加算とは、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関し特別な管理を必要とする利用者※に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の実施に関する計画的な管理を行った場合に、厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき所定単位数を加算する。

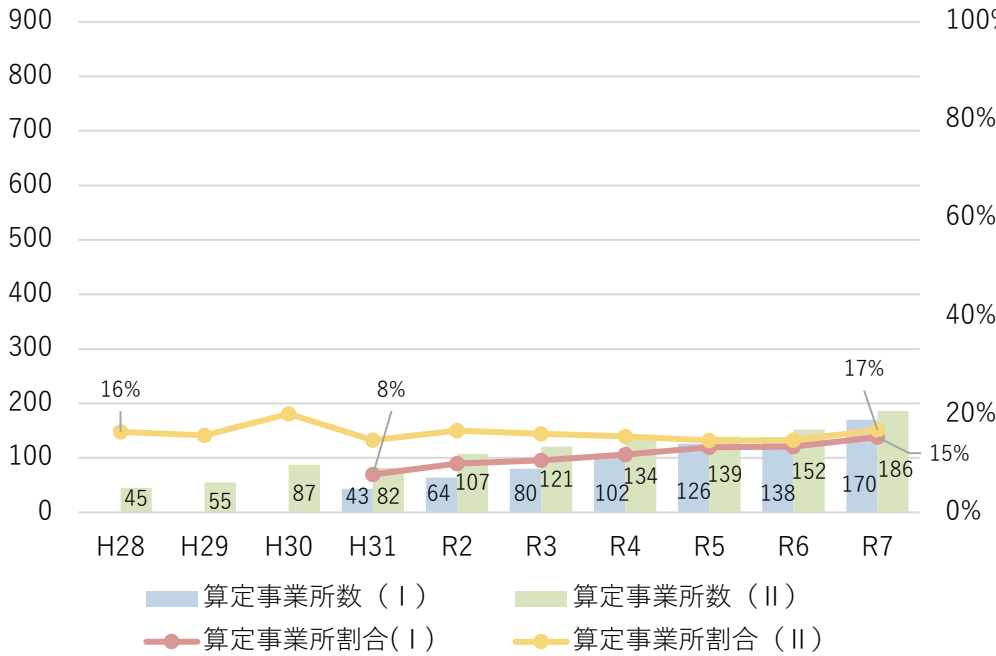
※末期がん、気管切開、気管カニューレ、留置カテーテル、腹膜透析、透析、酸素療法、中心静脈栄養、自己導尿、人工肛門、真皮を超える褥瘡、点滴3日/週以上 等

# 看護体制強化加算の算定状況

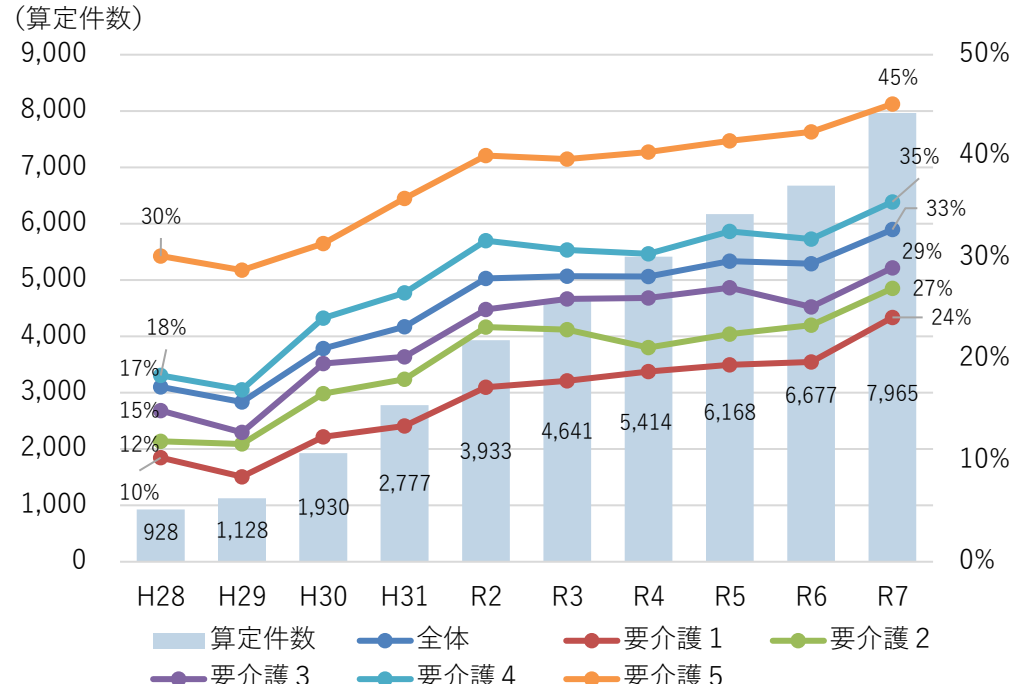
○看護体制強化加算の算定事業所数及び事業所割合は概ね横ばいであり、加算（Ⅰ）15%、加算（Ⅱ）17%の事業所が算定している。

■看護体制強化加算の算定者数と算定者の割合

(事業所数) ※平成30年度改定で、加算（Ⅰ）と（Ⅱ）に区分



■看護体制強化加算の算定件数と要介護度別算定件数割合



	看護体制強化加算		訪問看護体制減算： - 925～2,914単位/月
	3,000単位/月 (Ⅰ)	2,500単位/月 (Ⅱ)	
主治医の指示の基づく看護サービスを提供した利用者数の割合	80%以上		30%未満
緊急時訪問看護加算を算定した利用者数の割合	50%以上		30%未満
特別管理加算を算定した利用者数の割合	20%以上		5%未満
ターミナルケア加算算定者の実績	1件 (12月間)	-	-
登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者としての届出	あり	-	-

※看護体制強化加算は区分支給限度基準額の算定対象外

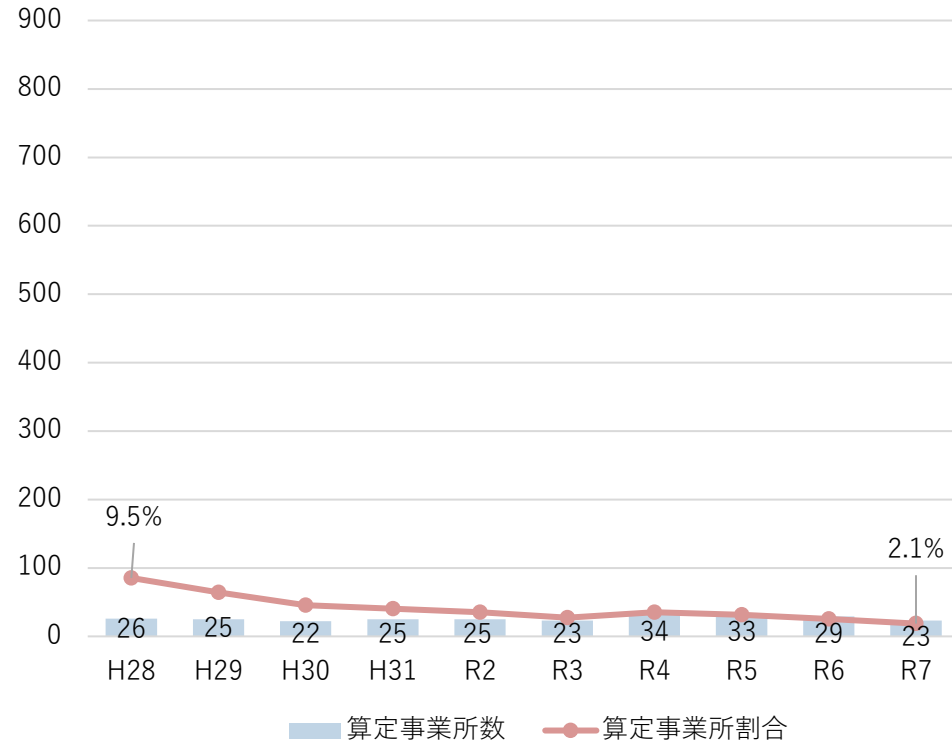
※看護体制強化加算Ⅰ・Ⅱ及び訪問看護体制減算については、いずれの要件にも適合する場合に算定する

# 訪問看護体制減算の算定状況

○訪問看護体制減算の算定事業所数及び事業所割合は概ね横ばいであり、2.1%の事業所が算定している。

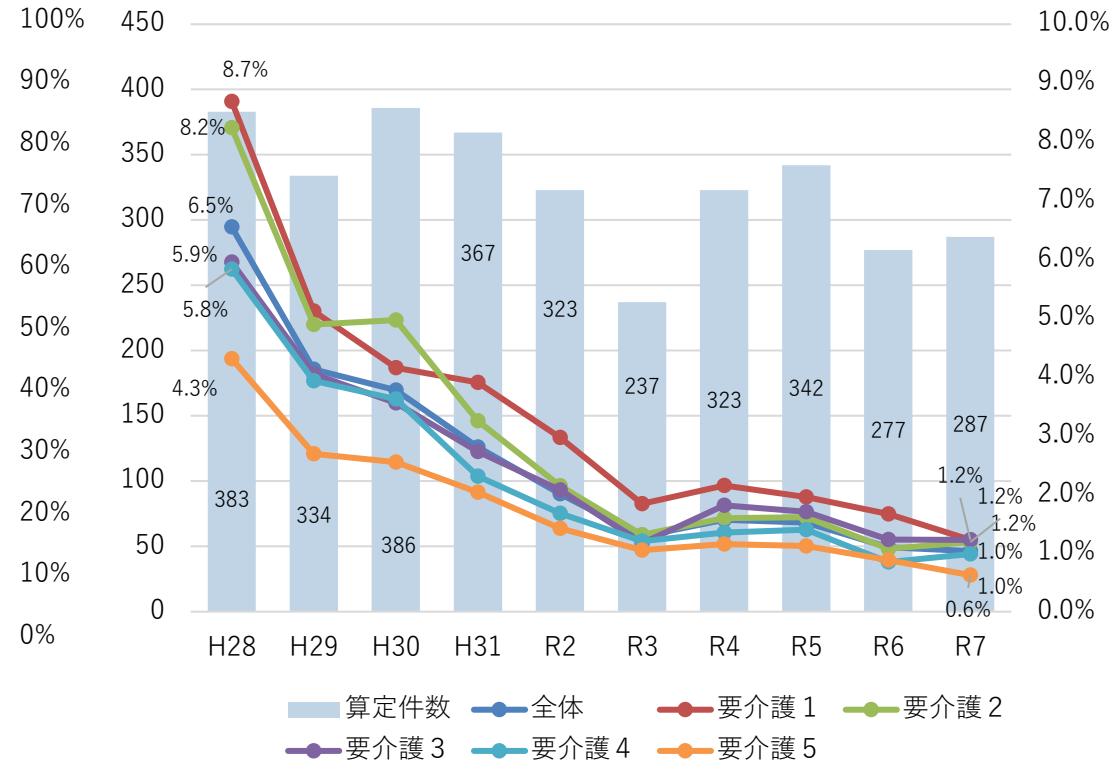
■訪問看護体制減算の算定者数と算定者の割合

(事業所数)



■訪問看護体制減算の算定件数と要介護度別算定件数割合

(算定件数)



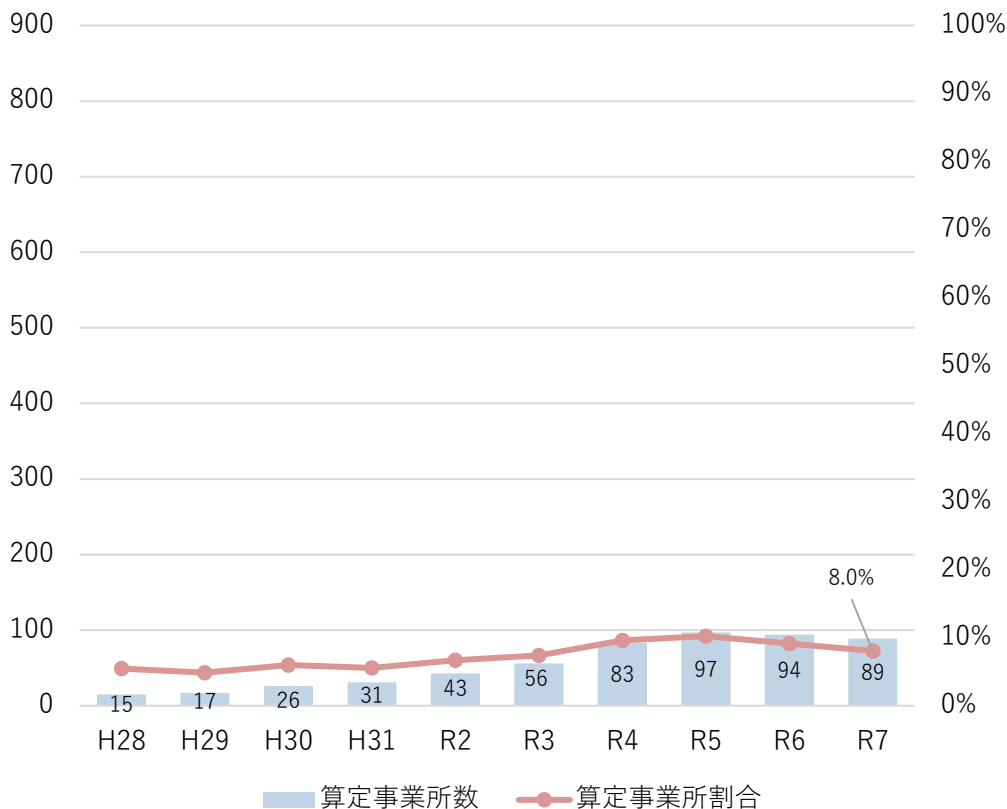
	看護体制強化加算		訪問看護体制減算： - 925~2,914単位/月
	3,000単位/月 (I)	2,500単位/月 (II)	
主治医の指示の基づく看護サービスを提供した利用者数の割合	80%以上		30%未満
緊急時訪問看護加算を算定した利用者数の割合	50%以上		30%未満
特別管理加算を算定した利用者数の割合	20%以上		5%未満
ターミナルケア加算算定者の実績	1件 (12月間)	-	-
登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者としての届出	あり	-	-

# ターミナルケア加算の算定状況

○ターミナルケア加算の算定事業所数及び事業所割合はやや減少傾向にあり、8.0%の事業所が算定している。

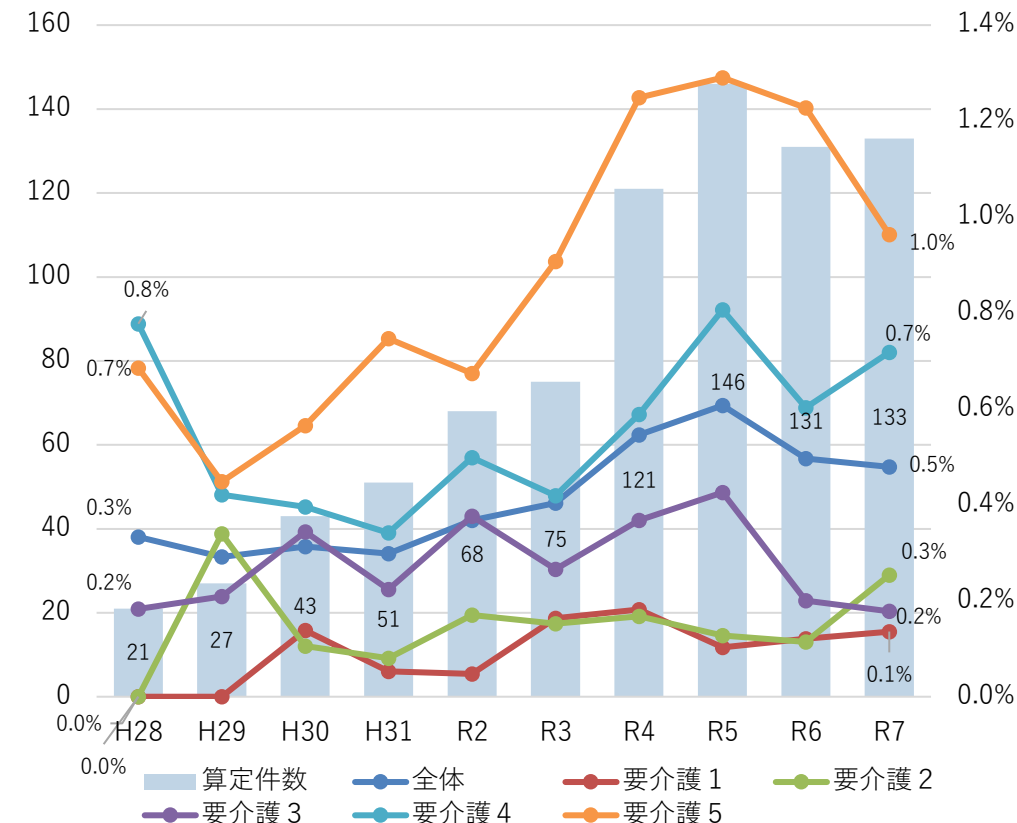
■ターミナルケア加算の算定事業所数と事業所割合

(事業所数)



■ターミナルケア加算の算定件数と要介護度別算定件数割合

(算定件数)

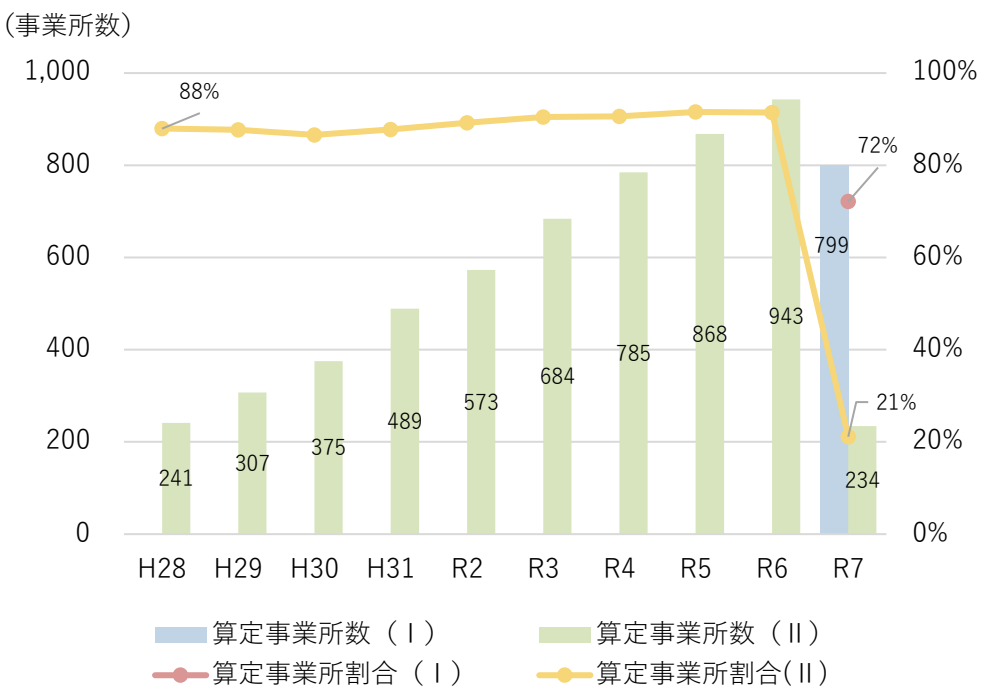


(注) ターミナルケア加算とは、基準に適合している指定訪問看護事業所が、在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める状態にある者に限る。）に対して訪問看護を行っている場合にあっては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）に死亡月につき2000単位加算する。（区分支給限度基準額の算定対象外）

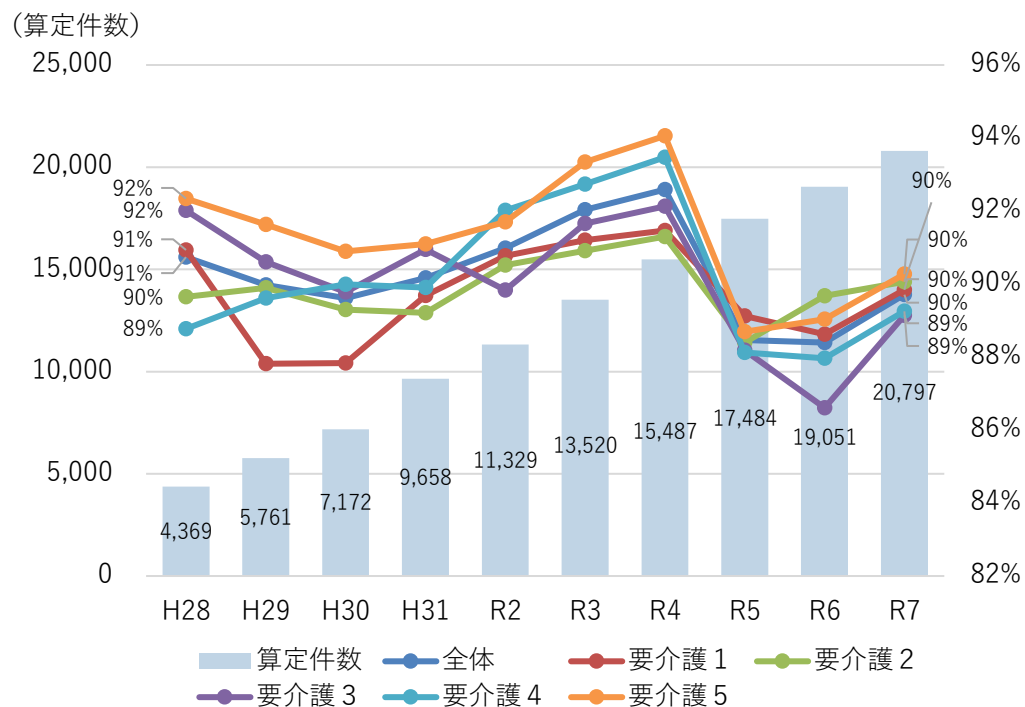
# 総合マネジメント体制強化加算の算定状況

○総合マネジメント体制強化加算の算定事業所数及び算定者の割合は横ばいで推移しており、（Ⅰ）72%（Ⅱ）21%の事業所が算定している。

■総合マネジメント体制強化加算の算定事業所数と事業所割合



■総合マネジメント体制強化加算の算定件数と要介護度別算定件数割合



総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）1,200単位/月、（Ⅱ）800単位/月（区分支給限度基準額の算定対象外）

別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

※次に掲げる基準のいずれにも該当すること。（一部抜粋）

- イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画(指定地域密着型サービス基準第七十九条第一項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画をいう)の見直しを行っていること。
- ロ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。
- ハ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。